

三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

《目次》

《2009年度の退職給付関連数値（集計・分析結果）①》	
2009年度の積立状況	P1
《退職給付ガバナンス その1》	
退職給付ガバナンスが必要とされる背景	P5
《海外年金制度の動向》	
EUの年金に対する取り組みについて	P10
《退職給付会計の話題》	
即時認識の影響 その1	P14
《やさしい年金数理》	
開放基金方式による掛金設定方法	P18
《データでみる年金》	
国債の利回り推移	P20
《数字クイズ その6》	
ヒートアイランド Tokyo	P24
《アドリブ経済時評》	
「真夏の夜のジャズ」をもう一度	P27
《Topics》	
1. 厚生年金基金の平成21年度（H22.3末）決算の積立状況等 ～全体版：速報～	P28
2. 任脱一括拠出金の取扱いについての「相談事例」発出 （厚生年金）	P36
3. 平成21年度の厚生年金本体利回り（確定値）：7.54%	P38
4. 厚生年金基金の平成21年度（H22.3末）決算の積立状況等 ～全体版：確報～	P40

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

**2010年
9月号**



三菱UFJ信託銀行

2009年度の退職給付関連数値(集計・分析結果)①

～2009年度の積立状況～

《要約》

2009年度は運用パフォーマンスの好転で3年ぶりに積立比率が上昇、未認識債務比率は低下しました。これまでの積立状況の推移をみると2000年代前半は退職給付債務の圧縮で、その後は年金資産の増大で積立比率を向上させてきました。2007年度からの2年間、運用不振で比率を低下させましたが直近では回復に転じています。割引率は平均値では小幅な動きですが、1割程度の企業は引き下げていることがわかります。

今月から、上場企業の退職給付関連数値について紹介します。まず、積立の状況およびその長期的なトレンド、さらには割引率などの設定状況について検討します。

1. 積立比率は3年ぶりに上昇

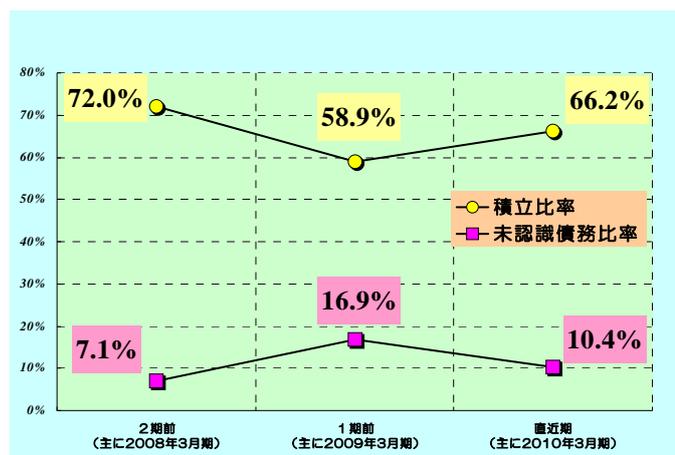
上場企業3,129社合計の2009年度末の退職給付債務は75.9兆円、年金資産額は50.2兆円となり、積立比率は66.2%となりました(第1図参照)。

$$\text{積立比率} = \text{年金資産} \div \text{退職給付債務} = 66.2\%$$

(第1図) 2009年度積立状況

④未認識債務計 7.9兆円(10.4%)	②前払年金費用 4.9兆円(6.4%)
③退職給付引当金 22.6兆円(29.7%)	①退職給付債務 (PBO) 75.9兆円(100.0%)
②年金資産額 50.2兆円(66.2%)	

(第2図) 直近3期の積立比率・未認識債務比率の推移



(注) 未認識債務比率について
米国会計基準の企業については、負債・資産の変動をバランスシートに即時認識しているため、未認識債務はないものとしている

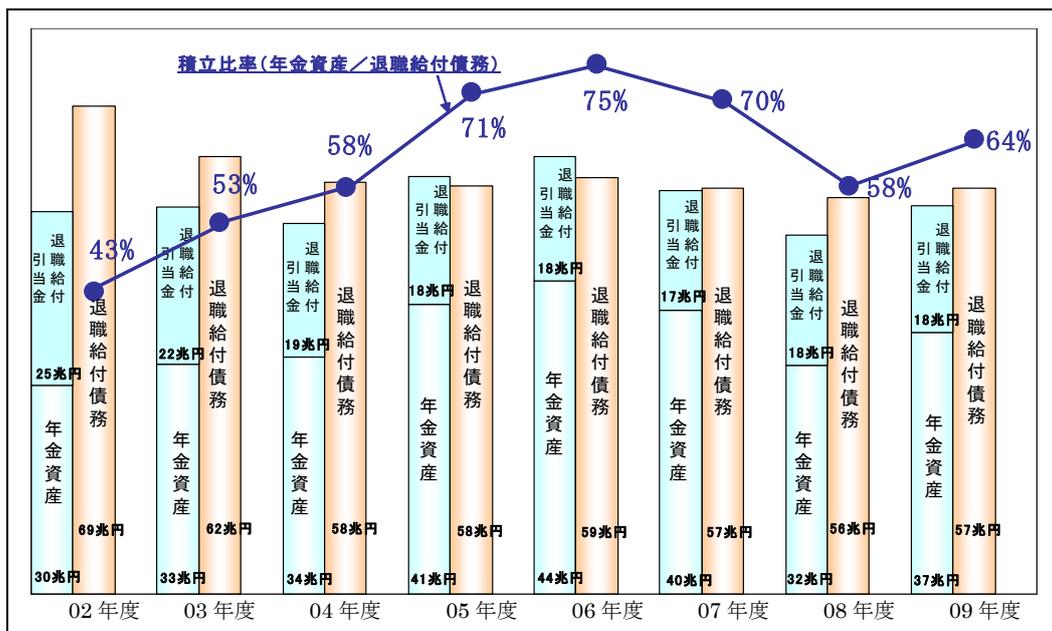
2009年度の積立比率は前記の通り、前年度の58.9%から66.2%へ7.3ポイント上昇しています。これは、年金資産額が大幅な増加を示す一方で、退職給付債務が小幅の増加にとどまったためです。ちなみに、年金資産は運用パフォーマンスの好転により前年比14.6%増、一方、退職給付債務の増加は1.9%の増加にとどまっています。

運用利回りの好転は未認識債務の大幅減少にも貢献しています。数理計算上の差異の残高は8.4兆円と前年比4.6兆円も減少し、結果的に未認識債務比率（未認識項目の残高合計/退職給付債務）は10.4%と前年度比6.5ポイントも低下しました。

2. 最近の積立比率の変動は年金資産の動向に依存

退職給付債務（PBO）の金額上位500社中、金融及び連続してデータが入手できない企業を除いた391社について退職給付債務や積立状況がどのように変化したか、振り返ってみることにします。

（第3図）2002年度以降の積立状況推移



第3図をみると、特に2004年度以降、退職給付債務の額は変動が小さいことがわかります。一方で、運用パフォーマンスに影響を受ける年金資産の額は年により大きく変動しています。このため、最近の積立比率の変動はもっぱら年金資産の増減によるものであることがわかります。

2002年度からの変化をみると、まず2002年度から2004年度まで積立比率が15ポイント上昇しています。この間、年金資産は大きな変動はなく、代行返上や給付水準の見直しあるいは確定拠出年金への移行などで退職給付債務（PBO）が減少したことによって積立比率が上昇したことがわかります。さらに、2005年度から2006年度にかけてさらに積立比率が

上昇していますが、これは、年金資産額が掛金の引上げや運用利回りの上昇等により大幅に増加したことが原因と考えられます。逆に、2007年度以降は運用パフォーマンスの悪化で一転して積立比率は低下を余儀なくされています。企業は退職給付債務の圧縮あるいは増加抑制に努めており、金利など経済環境に大幅な変化がなければ、退職給付債務は今後も大幅に増加する可能性は低いと考えられます。したがって積立状況は金利や運用パフォーマンスに左右される構造になっていると考えられます。

3. 割引率等の前提条件の動向

(1) 1割超の企業が割引率を引下げ

退職給付債務上位500社の2009年度の割引率の単純平均は2.05%となりました。2007年度は2.11%、2008年度は2.09%であり、わずかではありますが割引率は低下傾向にあります。ちなみに、2009年度末に割引率を下げた企業はPBO上位500社中68社であり、1割を超える企業が割引率を引き下げています。第1表は、2008年度の割引率と2009年度の割引率の設定状況を示したものです。網掛けの部分、変更していない企業または非常に小幅の変更にとどめた企業の数、網掛けの部分より左にある数値が割引率を下げた企業の数です。

(第1表) 08年度から09年度の割引率変化
(PBO上位500社のうち、開示のある企業のみ)

		2009年度割引率									
		1.0%未満	1.0%以上	1.5%以上	2.0%以上	2.1%以上	2.2%以上	2.3%以上	2.4%以上	2.5%以上	3.0%以上
2008年度割引率	1.0%未満	2									
	1.0%以上	1	12	1		2					
	1.5%以上		3	46		1					
	2.0%以上		2	13	232	6	2			2	
	2.1%以上				2	4	4				
	2.2%以上			1		3	9	2			
	2.3%以上			1	2	1		7			
	2.4%以上						1	1	4		
	2.5%以上		2	9	11	1	1	2	3	97	
	3.0%以上				1				1	1	1

なおP20の「データで見る年金」でも紹介していますが、以前は、市場金利の過去5年平均を考慮して割引率を決定することができましたが、会計基準の変更により2009年度末から期末時レートの適用が義務付けられています。足元の長期金利の低下が続けば、割引率を引き下げる企業が増えると予想され、退職給付債務の増加を通じて積立比率に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 割引率に比べ期待運用収益率は社別のばらつき大

第2表の割引率の分布状況によると2.0%以上2.5%未満が6割を占め、1.5%以上3.0%未満になると全体の95%と集中しています。つまり、割引率は企業による差があまりないことが分かります。これに対して、期待運用収益率は2.0%以上3.5%未満が多くなっているものの、全体にばらついて分布しています。これは、割引率が国債等の債券の利回りを基に

設定するため、各企業の差は給付発生までの期間の差等に限定されるのに対し、期待運用収益率は年金資産のポートフォリオ等から設定することとされており、各企業のポートフォリオの差が反映されるためと考えられます。

(第2表) 2009年度の割引率・期待運用収益率分布

	1.0%未満	1.0%以上 1.5%未満	1.5%以上 2.0%未満	2.0%以上 2.5%未満	2.5%以上 3.0%未満	3.0%以上 3.5%未満	3.5%以上 4.0%未満	4.0%以上
割引率	3 (0.6%)	21 (4.2%)	71 (14.2%)	303 (60.6%)	101 (20.2%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
期待運用収益率	51 (10.2%)	45 (9.0%)	37 (7.4%)	112 (22.5%)	118 (23.7%)	69 (13.9%)	39 (7.8%)	27 (5.4%)

PBO上位500社のうち、開示がある企業のみ集計

(3) 未認識項目の処理年数は平均13年

過去勤務債務、数理計算上の差異の処理年数は第3表の通りです。いずれも10年としている企業がもっとも多く、15年以上としている企業もあります。また、2009年度の数理計算上の処理年数の加重平均値は13.4年となっています。

(第3表) 2009年度の過去勤務債務・数理計算上差異の処理年数分布状況

	1年	2年	3年	4年	5年	6~9年	10年	11~14年	15年	15年超
過去勤務債務 処理年数	42	3	8	1	44	17	137	68	60	27
数理計算上差異 処理年数	14	2	5	1	33	17	180	90	73	49

PBO上位500社のうち、開示がある企業のみ集計

今月号では、今年度の退職給付債務のデータ集計に基づき、積立状況等を紹介しました。次号では、業種別等の動向などについてご紹介致します。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 野口

退職給付ガバナンス その1

～退職給付ガバナンスが必要とされる背景～

《要約》

ガバナンスは組織としてある目的のために行動するために必要不可欠なものと考えられます。したがって、年金制度を運営していくうえで基金にはもちろん、母体企業にもガバナンスは必要と考えられます。特に、母体企業においては、①退職給付会計の見直しで制度運営に関する説明責任が高まると考えられること、②財務データ以外の要素を織り込む新しい企業価値の評価概念が浸透しつつある、などで年金を含めた退職給付に関するガバナンスの整備が今まで以上に重要になる可能性があると考えられます。

年金制度を運営していくためにガバナンスが重要であるという認識は浸透しつつあります。もっとも、日本の企業年金は企業の退職金規定の内枠である場合が多く、年金制度のみを対象としたガバナンスでは完結しないのではないのかという疑問があります。また、厚生年金基金や企業年金基金は基金自身のガバナンスを考えればよいわけですが、規約型あるいは退職一時金のガバナンスは実施企業が考えていく必要があります。一方で基金制度を実施している母体企業のガバナンスや確定拠出年金に関するガバナンスはどうあるべきかなどは必ずしもクリアにはなっていません。今月から、年金さらには退職一時金を含めた退職給付に関する母体企業及び年金基金のガバナンスについて検討してみたいと思います。

1. ガバナンスの定義と退職給付のガバナンス

ガバナンスはよく使われる言葉ですし、意味も何となくイメージできると思います。ただ、その定義を適切に表現するのはやや難しいかもしれません。ここでは、ガバナンスを「組織が目的を達成するための基本的な考え方やメカニズムおよびその実践」と考えることにします。この定義に基づけば、組織として何らかの目的を持って行動をする場合において、目的を効率的かつ確実に達成するためにはガバナンスが必要不可欠であると考えられます。当然ガバナンスには、効率的かつ確実な目的の達成を阻害するリスクの排除も含まれると考えられます。

コーポレート・ガバナンスでいえば、企業の目的である“株主価値の最大化”（あるいは利潤の追求）のために、事業のリスクやリターン、さらにはコンプライアンスを考慮し、事業を効率的に推進していく仕組みであると考えられます。年金ガバナンスであれば、「加入者・受給者に約束した給付を行うために、適切なリスク管理を行い、法律や受託者責任を遵守し、業務を遂行していく（そのための基本的概念や体制が構築されていること）」ことと考えられます。言葉にするとさほど特別なことではありません。ただ、ガバナンスを

確実に機能させる仕組みが必要と考えられます。企業経営では、自らの組織のガバナンスが機能することを確実にする行動として内部統制が行われます。したがって、年金制度運営でもそうした内部統制が必要である可能性があります。もっとも内部統制はあくまでもガバナンスを機能させるための手段であり、ガバナンスそのものではありません。

日本でも年金のガバナンスについて語られることが多くなっています。ただ、日本の年金制度は退職金規定の内枠で実施されるケースが多く、例えば退職金規程の一部を移行しているような場合、年金制度のガバナンスだけでは退職給付制度全体をカバーすることになりません。したがって、退職給付制度全体のガバナンスが必要である可能性があり、それは退職金制度を実施している企業自身に求められます。また、規約型の確定給付企業年金（あるいは適格年金）では、年金基金のような明示的な運営主体が存在しませんが、会社が年金を給付する目的で制度を実施する以上、年金のガバナンスと無縁であってよいとは思えません。

会社においては取締役会がガバナンスの主体であり、企業年金制度では基金（以下も含めて企業年金基金及び厚生年金基金を意味します）がガバナンスの主体であるはずですが、基金があればガバナンスが機能するわけではありません。さらに、基金があれば、その母体企業にガバナンスは必要ないのかという問題もあります。このほか、企業年金のガバナンスは確定給付型の制度固有のもので確定拠出年金には不要であるのか、なども検討する余地があります。

基金のガバナンスの必要性については言うまでもありませんが、母体企業も従業員やOBに給付を約束した以上、それを果たすという義務があり、そのためのガバナンスは必要と考えられます。特に、今後は年金を中心とした退職給付に関するガバナンスが従来以上に重要な課題になってくる可能性が高いと考えられます。というのは、①一連の退職給付会計の見直しによって、企業が退職給付に関して説明責任を果たす必要性が増すと考えられること、②伝統的な財務データに基づく企業評価だけでなく新しい企業価値評価の概念が浸透しつつあり、この観点から退職給付に関する取組みが評価対象となる可能性があること、などです。ガバナンスの具体論に入る前に、この2つの点について検討してみたいと思います。

2. 会計基準の見直しと退職給付ガバナンス

退職給付会計に関しては、国内基準、国際会計基準ともに見直し作業が進められています。そもそも、退職給付が独自の会計基準としてとりあげられ、その議論が大きな関心を呼ぶのは、母体企業の財政状態等に与える退職給付の影響が極めて大きいからです。仮に、特殊な取引であったとしても、母体企業に与える財務インパクトが小さいのであれば、特別な会計基準を設けなくても問題は起こりません。逆に言えば、退職給付が特殊な取引であり、かつ母体企業に大きく影響を与える経済事象であるからこそ、特別な基準が設定され、その見直し動向について強い関心が持たれているわけです。

ちなみに、従来は国内基準あるいは国際会計基準においても資産・負債の変動は一定期間で損益計算書や貸借対照表に反映されていましたが、新しい基準（公開草案）では即座に貸借対照表に反映されることとなります。さらに、国際会計基準では当期利益算出の根拠となる費用要素（勤務費用、純利息費用）とその他の包括利益に計上されるリスク要素（再測定）を分解して、包括利益計算書に表示することが提案されています。また、情報開示では、掛金の拠出額や給付額あるいは年金資産のアセットアロケーションなどの開示が求められます（会計基準の詳細については本誌バックナンバーをご参照ください）。

このようにコストやリスクの構造あるいは制度の運営状況が明らかになると、ステークホルダーに対し今まで以上に詳細な説明が必要になると考えられます。従来は、運用収益をはじめとした数理計算上の差異の償却で退職給付費用が大きく変動しました。そのため運用収益などの数値変動に関心が集中し、結果的に、①本来、最大のコスト決定要因であるはずの給付水準が収益水準と比較して適切か、②給付資金の準備が万全であるか、③資金準備の状況は、資金余力や資金の効率活用といった観点から適切か、などの点はさほど関心を集めなかった可能性があります。ところが、会計基準が見直されると、これまで通り資産・負債の変動というリスク要因に加えて、投資家は給付の対価としてのコストあるいは資金準備の状況や資金準備の効率性についてもモニタリングする可能性があります。例えば、①企業の財務内容、収益力に照らして、選択している制度や給付水準は適切か、②制度運営は効率的に行われているか、などです。もちろん、リスク管理が適切に行われているかという点も、引き続き大きな評価要素になると思います。

ガバナンスは外部に説明するために必要であるわけではありません。ただ、退職給付会計で捉えられる事象について、会社（グループ）全体で、どのような効果を期待し、制度に伴うリスクやコスト負担の程度を把握したうえでどうコントロールしているかといった点について、確たる方針があり、その方針に基づいた運営の実態がなければ説明することはできないはずです。また、数値として表れる結果が外部に説明した方針等と乖離してしまう可能性もあります。

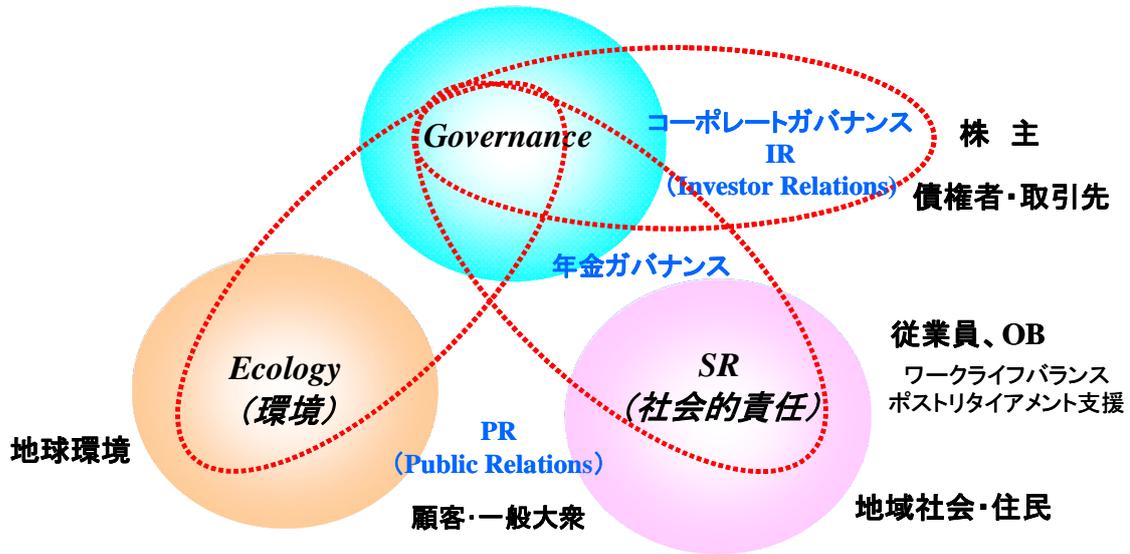
3. ガバナンスを重視する企業評価の新潮流

伝統的に企業の評価は財務データを基に行われてきました。上記のとおり、会計基準の見直しで会計数値に表示される退職給付の状況の説明責任が増すというのも、数値がもたらす影響が非常に大きいからに他なりません。ちなみに、財務データに表れる企業の情報は財務パフォーマンス（CFP=Corporate Financial Performance）と呼ばれます。

これに対して、新しい評価尺度が出現しています。財務数値以外の要素で企業を評価しようとする動きです。昔から宗教や道徳的な理由からアルコールやタバコなど特定の業種への投資を控えるなどのファンドはありましたが、より積極的に財務データに表れない要素を基準に企業を評価しようとする動きです。



(第1図) ESGによる投資評価と利害関係者等



そうした意識を反映したものが、2006年に公表された「国連責任投資原則（PRI = Principles of Responsible Investments）」です。PRIはその前文で「私たち機関投資家は、受益者のために長期的な視点に立ち最大限の利益を最大限追求する義務がある。その義務を果たすうえで、環境上の問題、社会の問題及び企業統治の問題（ESG）が運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能であると考えている。そして、これらの原則を適用することで、投資家たちがより広範な社会の目的を達成できるであろうことも認識している」としています。そのうえで、投資分析と意思決定のプロセスにESGを考慮し、株式の保有に関してESG要素を組み込み、投資対象企業にESGの情報開示を要求することを宣言しています。

ESGは、Ecology（＝環境）、Social Responsibility（＝社会的責任）、Governance（＝ガバナンス）という3要素の各々の頭文字をとったものです。上記の伝統的な財務パフォーマンスに対してESGによる新しい評価機軸は社会パフォーマンス（CSP = Corporate Social Performance）と呼ばれます。企業の経済的価値に対して倫理的価値といってよいかもしれません。

退職給付ガバナンスがESGによる企業評価と結びつくと考えるのは、1つは退職給付が企業の社会的責任の一貫として行われる側面があるからです。企業の退職給付制度は、報酬制度として人事戦略の一環として行われることはもちろん、ワークライフバランスなどと並んで従業員のポスト・リタイアメント支援という点で企業の重要な社会的責任であるはずですが。こうした考えは、おそらく日本より欧米でより浸透しているはずですが。

もう1つはESGの投資視点にガバナンスそのものが掲げられていることです。もちろん、ここでいうガバナンスはコーポレートガバナンスを意味しているはずですが。コーポレートガバナンスは、株主価値の最大化を目指すために経営者（取締役）の行動を律するものであり、それを企業評価の重要な要素とするわけですが、そもそもエコロジーや社会的責任

が企業に要請されるのであれば、そうした行動を目的としたガバナンスも必要であるはずです。逆に言えば、エコロジーや社会的貢献に対するガバナンスが機能していない会社が、そうした分野で評価を受ける可能性は高くないことは容易に想像できます。企業としてエコロジーや社会的責任を意識した行動を行うことを経営課題とするのであれば、環境ガバナンスや退職給付ガバナンスが機能することが求められます。

年金に限っていえば、企業が予め約束した給付を確実にを行うためには健全かつ効率的な制度運営を行うことが必要です。それが実現すれば、企業と従業員とが良好な関係が築けるはずで、ひいては労働生産性の向上等を通じて企業収益への好影響を及ぼすと考えられます。つまり、社会パフォーマンスの向上が財務パフォーマンスの向上につながり、株主の利益の最大化に寄与することになるわけです。これは、コーポレートガバナンスの目指す方向性とも一致することになります。

同時に年金基金自身が機関投資家であり、この PRI に署名する年金基金が出てきていることも無視できません。つまり、加入者・受給者のための資金を運用する立場にある投資家は、年金を含めた退職給付の運営に関心を示さず、場合によっては財務パフォーマンスまで悪影響を与えてしまうような企業に、決して高い評価を与えないという点です。日本の年金基金の場合、インハウス運用を行う場合であっても投資する銘柄を選択する個別運用は認められていませんが、SRI ファンドなどそうした意思を反映したファンドを通じて、マーケットに影響を及ぼしていく可能性があります。

以上、年金基金の年金ガバナンスはもちろん、母体企業も年金あるいは退職給付ガバナンスが必要であり、その背景について考えました。次回は年金基金と母体企業との関わりについて OECD の年金ガバナンスの考えなどを紹介しつつ検討していくことにします。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野

海外年金制度の動向

～EUの年金に対する取り組みについて～

《要約》

公的・私的年金は各国の伝統に根ざしたものであり、EUでも各々の国で異なったままです。しかし、高齢化に対応した支給開始年齢の延長など公的年金の見直しがフランス、英国、ドイツなどで進んでいます。私的年金ではビジネスのボーダーレス化による労働者の移動に対応した機能が求められています。2003年には、私的年金の汎ヨーロッパ年金をめざすディレクティブ（指令）が出され、各国で移動の障害を取り除くための法整備が進みました。具体的には、年金基金の運営の一体化を可能とすることや年金受給権を保証するための共通の監督基準の導入などです。途中段階として欧州内の年金資産運用をまとめて行う多国籍企業も徐々に増加しています。

本年7月にはEC（欧州委員会）から、欧州の公的・私的年金の諸課題を提起し、今後の方向性を示したグリーンペーパーが発表されました。この報告書は委員会の提案であり、各国に強制するためのものではありません。国によって公私年金の比重が異なり、統一化は困難でしょうが、今後、分野によってはより具体化させ各国に対して強制力を持つ指令等になっていく可能性はあります。

1. 年金制度のボーダーレス化の取り組み

EU(European Union)は27カ国で構成され、23の言語を持つ国の連合体です。意思決定機関として欧州議会、閣僚会議、裁判所、中央銀行などがあり、欧州委員会が執行機関であり、これが政府にあたります。通貨は統合されましたが、公的年金、私的年金ともに各国の歴史や伝統に根ざした独自の制度が続いています。ただ、共通の動きとして高齢化の進行や金融危機による財政難により、多くの国で公的年金制度の改革が進められています。

一方、私的年金に関しては域内のビジネスや人の動きが活発になる中で、共通のルールが必要となり、職域年金のためのIORP(Institutions for Occupational Retirement Provision) 指令（ディレクティブ）が2003年に採用されました。指令は各国を拘束するルールであり概要は以下のとおりです。

- ・ 国境を超えて、効率的な運営ができるようにする
- ・ ある国の法人の年金制度に対して、他の国の親会社がこの年金基金をコントロールできる
- ・ そのための条件として、フルファンディングや監督機関の設置、アニュアルレポートなど情報開示、運用方針の策定を要請している

また、その後、年金の通算規定を設けるなどのポータビリティ指令が検討されましたが、



議論は2007年以降凍結され、進んでいません。各国の意思を統一することは非常に困難であることが伺われます。

IORP 指令は、域内で活動する企業が国ごとに持つ制度について、一定の条件を満たせば、本国の制度と一体で管理することを認めるといえるものです。一体管理によって、①国の異なる企業年金制度間での移動が容易になる、②最低基準のコミュニケーションが確保される、③受給権の保護、などが達成されることとなります。主体国の制度で複数の国の制度がまとめて運用され、給付は各国の制度から行われます。この指令に沿って、主体国の役割を公表している国は、7カ国（オーストリア、ベルギー、ドイツ、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、英国）あります。ただ、実際に導入している企業はまだ限られているようです。受入国は22カ国に及んでおり、主にDC制度が採用されています。

欧州の多国籍企業ではアセットプーリングという手法を試みている企業もあります。アセットプーリングというのは、年金資産の一括運用を行うものです。制度については各国毎に異なるものの、法的整備がなされた国の中で年金資産のみをまとめるものです。資産運用のみですから共通化しやすくなっています。

このような状況の中で、本年7月に公的年金、私的年金の全般的な課題に対し一般からの意見を募集するECによるグリーンペーパーが発表されました。

2. ECのグリーンペーパーについて

正式名称は、“GREEN PAPER towards adequate, sustainable and safe European pension systems”（適切で、持続可能で安全な欧州年金制度をめざすグリーンペーパー）と言います。公的年金と企業年金について、EC（欧州委員会）による討議資料で、提案という形をとっています。

英国などは、公的年金改革を進めていますが、国によっては、外部からの圧力がないとその国単独で改革が進めにくくなっているようです。ECは、EU各国に対して法案制定を提案できる立場にあり、改革が進まない各国に対する後押しをする役割が期待されます。

ただし、この報告書に関してはEUの年金を取り巻く環境を整理し、方向性を示し、意見を求めたもので、合意されたものではありません。各国に強制するためではないとしています。その一方でコメントを求めるための質問を挙げています。

グリーンペーパーの概要は下記のとおりです。

① 現状認識

まず、高齢化の進行により、労働力人口と65歳以上の人口の比率が4:1から2:1、つまり現状は4人で1人を支えているのに対し、2060年には、2人で1人を支えることになると予想しています。高齢化に合わせ、各国は公的年金の支給開始年齢の引上げによる年金改革を進めています。ドイツ、スペインでは67歳、英国では68歳への引上げを決定または検討しています。しかし、フランスでは60歳から62歳に引上げる大統領提案へ反対

し、ストライキまで起こる状況になるなど難航している国もあります。

財政健全化には給付の引下げか、掛金の引上げしかありません。欧州内の年金の状況は雇用延長、私的年金の割合増加、DB から DC への移行の傾向が見られます。少子高齢化もあり、このままでは欧州で一般的な早期引退制度が維持できなくなると予想しています。

② 適切性と持続可能性

適切な水準の年金を保証することとそのため相互の仕組みが重要になります。

今後の公的年金は、給付と負担のバランスをとり、経済成長や高齢者の雇用をふやす努力が必要と述べています。

Q. 適切な年金のために EU の果たす役割は何か。適切な退職所得水準の決定を EU が行うべきか。現状の年金規制は公的年金の財政の持続可能性に役立っているか。

③ 加入者期間と退職後の期間のバランス

今後、より長い雇用期間の必要性が述べられています。

Q. どのように退職年齢を延ばすか。それには年金支給開始年齢の引き上げが役に立つか。長寿化に合わせた自動調整は導入されるべきか。そのため、EU はどのような役割を担うべきか。

④ EU内のモビリティ（移動可能性）の障害を取り除くこと

IORP ディレクティブは、退職給付の引当金制度は対象外であり、すべての退職給付をカバーするわけではありません。規制の違いや法的透明性、国外活動の定義の不透明性が課題として挙げられます。EU 域内でのビジネスのための移動を阻害しないことが必要です。

Q. IORP ディレクティブをどのように改定すべきか。移動可能性の障害を取り除くにはどうするか。

⑤ 安全で透明性のある年金

欧州でも DB 制度から DC 制度への移行の動きがあり、域内で 6000 万人が DC 制度に加入していると言われます。しかし、加入者に全面的にリスクを負わせることになり、最低利率保証やライフステージに応じた運用が必要になるとしています。ハイブリッド制度や労使のリスクシェアの仕組みの導入、最終給与制から平均給与比例制、あるいはキャッシュバランス制度が増えている傾向もあります。

また、老後の適切な所得保障と金融危機が起こった場合にも安定性があることが求められます。このため、確定給付型制度の支払保証制度や確定拠出型制度への最低保証（運用悪化に対しある一定水準の収益を保証するもの）が想定されています。

Q. このような傾向の中で、EC の規制を見直す必要があるか。

また、IORP ディレクティブは、ガバナンス、リスク管理、資産の安全性、運用ルール、



開示で見直しが迫られます。デフォルトオプションの検討も必要でしょう。

2012年に保険会社向けに導入されるソルベンシーII規制の年金制度への適用も課題です。

Q. 年金制度の支払不能を防ぐための財政運営ルールへの保険会社向け規制を年金制度へ適用できないか、また、支払保証制度の普及を促進すべきか。

一貫した規制や監督を保証するために、現行のEC規制は、見直しが必要か。

現在の情報開示基準を比較可能性、標準化、透明性の視点から改善すべきか。

Q. 制度は、各国の責任だが、EUレベルでの政策強調の枠組みが必要か。

この報告書に対し、11月15日を期限にコメントを募集しています。

3. 今後の動向

2003年にスタートしたIORP年金指令の見直しも、この報告書に含まれています。ヒューイット社の予想によると、多国籍企業の3分の1が、2015年までにこの指令に基づく汎ヨーロッパ年金の考えを導入すると予想しています。なお、現状はわずか1%に過ぎません。

現状、低い割合にとどまっているのは、①設立にコストがかかる、②DB制度ではフルファンディングが条件となっている、③規制内容が不透明などが理由とされています。

また、グリーンペーパーへの反応は様々で、欧州退職連盟(EFRP)は、ECの取り組みに賛同しています。コンサルティング会社のタワーズワトソンでは、年金指令の更新に影響を与えることを歓迎しています。英国年金基金協会(NAPF)は、各国の制度上、規制上の違いがあるため1つに合わせることは困難だろうし、保険のルールを年金に適用するのも困難であろうと述べています。

欧州が共通の考えを持って、私的年金改革に向かえば、グローバルな競争の中で、制度共通化や運用の統一化が進むかもしれません。日本もさらなる国際化が迫られる中、欧州の動きを注視する必要があるでしょう。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤

<主な参考資料>

- European Commission, “Green Paper towards adequate, sustainable and safe European Pension Systems” (July 7, 2010)
- 「企業年金に最低保証」(日本経済新聞、2010年7月6日朝刊)
- 三菱UFJ年金情報、「EU年金指令と多国籍企業の対応」(2007年8月号)
- Pensions & Investments, “Hewitt: Cross-border pan-European funds to boom”(February 25, 2010)



退職給付会計の話題

～即時認識の影響 その1～

《要約》

退職給付会計では即時認識が導入される可能性が高まっています。IAS19号改正の公開草案では再測定（数理上差異等）をその他の包括利益として即時認識することが提案されています。

わが国でも国際会計基準（IFRS）の連結決算への強制適用の可否が2012年に判断される予定です。即時認識が導入された場合には、新基準適用時点における影響と基準導入後の毎期の財務諸表への影響の両方を把握する必要があります。

個別の企業によってその影響は異なるものの、わが国企業の平均値で見ると、退職給付会計における即時認識の影響は限定的に見えます。

国際会計基準審議会（IASB）が4月に公表した、退職給付会計IAS19号改正に関する公開草案（以下、公開草案）では「即時認識」と「退職給付に関する費用の分解表示」がキーワードになっています。一部のマスコミ報道では「即時認識が導入されると包括利益が大きく変動するため、企業は退職給付制度を維持できなくなる」といった意見が見受けられます。この論調は、IFRSは様々な視点を持った投資家が企業評価をするための基準であるという認識に基づいた結論ではないように感じます。一つは「包括利益＝企業業績」という単純な視点だけで企業の状況をとらえて良いのかという点です。もう一つは、平均的な企業にとってそれほど大きなインパクトがあるのかを把握しているのかという点です。

本当にどの程度の影響があるのか、今月と来月の二回にわたって、2009年度の東京証券取引所上場企業のデータ等を用いて検証してみたいと思います。

1. 公開草案における即時認識の提案

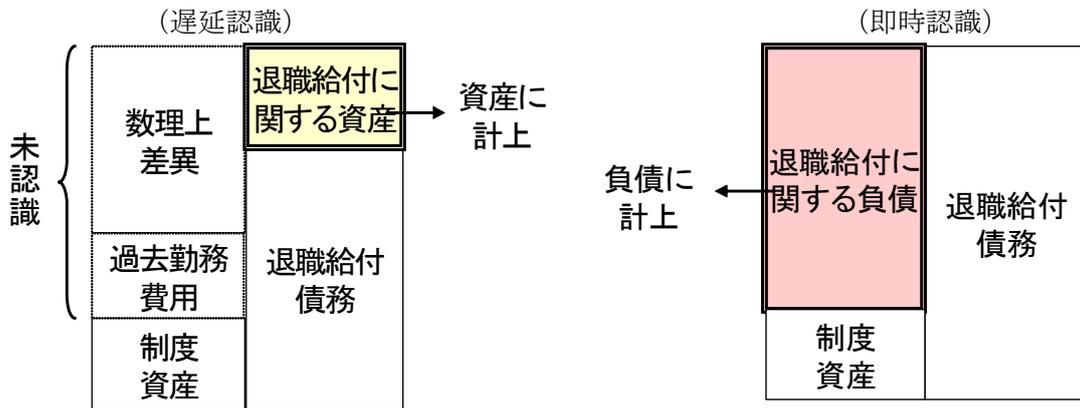
現在のIAS19号では、即時認識と遅延認識の選択肢がありますが、公開草案では「遅延認識の選択肢を排除する（＝即時認識に一本化）」ことが提案されています。

現在のIAS19号で認められている即時認識の選択肢は、もともとはイギリスの退職給付に関する会計基準FRS17号を採り入れたものですが、欧州を中心としたIFRS適用国の中では即時認識の方法を採用する企業が増加しているようです。公開草案に寄せられたコメントの中にドイツの化学メーカーBASFのものがありますが、その中で「DAX30（ドイツの株式指数）30社中25社が即時認識を採用している」と述べています。個人的な推測ですが、即時認識とした場合、企業の純資産は影響を受けますが、いったんその他の包括利益に計上した数理上差異を後で純利益に計上する組替処理（リサイクル）を行なう必要がなく、

企業の業績が安定するために即時認識を採用しているのではないかと思います。

いずれにしても、遅延認識の選択肢を排除することにより、実際には積立不足であっても貸借対照表に資産が計上されるような誤解を招き易い点は改善されます。

(第1図) 遅延認識と即時認識の比較



2. 即時認識導入時における純資産に対する影響

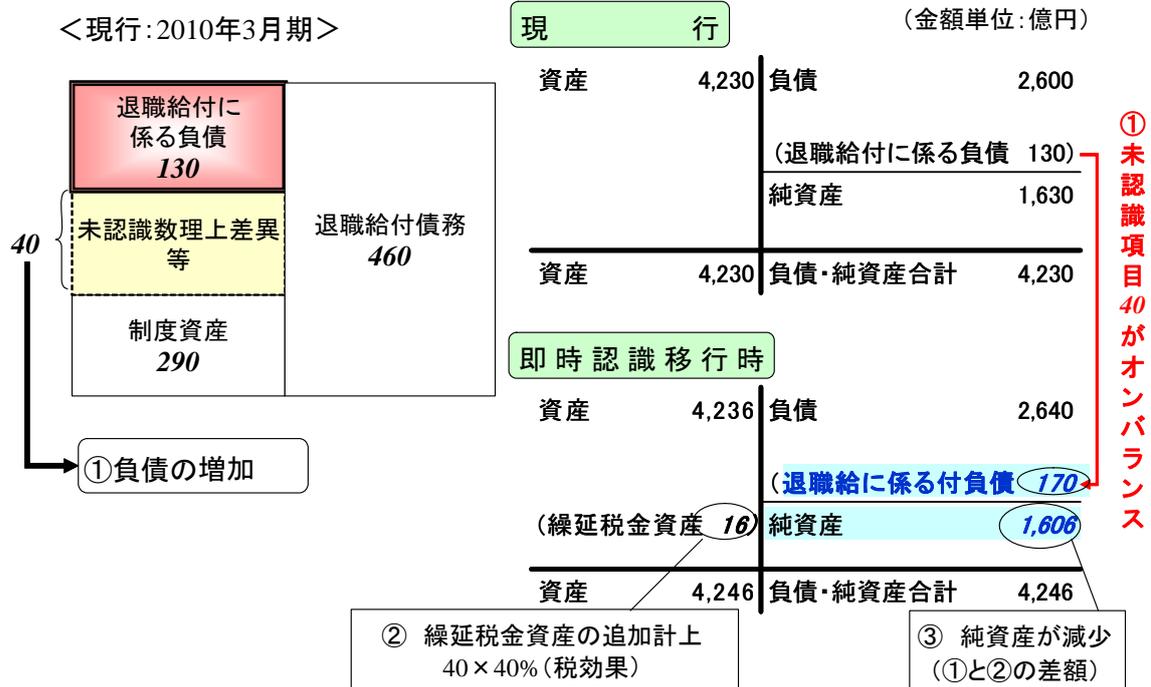
即時認識が導入されると、その時点で未認識の数理上差異や過去勤務費用などが一時に認識されます。その影響を東証一部上場企業の平均値で検証したのが第2図です。

仮に2009年度末で即時認識に移行したとすると、①未認識の数理上差異等40億円を退職給付に係る負債として計上、②新たに認識された未認識数理上差異等の税効果16億円(40%として計算)を繰延税金資産として資産に追加計上、③①と②の差額の24億円だけ純資産が減少、となります。「退職給付に係る負債」は日本の退職給付会計基準の改正に関する公開草案で提案されている用語。従来の退職給付引当金に相当)

金額面でみると24億円も純資産が減少するのは大きいと感じられるかもしれませんが、即時認識移行前の純資産の金額が1,630億円ですから比率にすると1.5%(24÷1,630)程度になります。人によって感じ方は違うかもしれませんが、個人的にはあまり大きな比率ではないように感じます。東証一部上場企業は平均がわが国を代表する企業の一般的な姿と考えられ、即時認識の導入によって企業があまり大きな影響を受けることはないと考えられます。

しかし、数理上差異等の発生額や償却期間の長短などによって、未認識数理上差異等の額の純資産に対する比率は異なると思われます。未認識数理上差異等の額が企業の純資産の額に比較して大きな企業は、即時認識への移行時点で純資産が大きく減少してしまう可能性もあると思います。

(第2図) 即時認識導入時の影響



(出所) 日経メディアマーケティング(株)の退職給付関連データをもとに弊社が作成した2009年度の東証一部上場企業(金融除く)1,391社の平均値

3. 即時認識導入後の毎年の純資産の変動

次に、即時認識に移行した後の毎年の純資産の変動について、第2図の東証一部上場企業の平均値をもとに試算してみましょう。

即時認識移行後は、毎年の退職給付債務の変動と制度資産の変動が直接純資産に影響を与えます。第2図の数値を見ると、純資産1,630億円に対して退職給付債務は460億円で28%、制度資産は290億円で18%の水準となっています。

よく、「割引率が1%変動すると退職給付債務は15%~20%変動する」といわれます。もちろん、キャッシュバランス制度のように金利水準が給付額に反映される制度ではこのようなことはあてはまりません。また、従業員の年齢構成や退職傾向、年金の支給期間などによってもこの比率は変化します。

仮に、割引率が1%変動した場合に退職給付債務が20%変動するとして純資産への影響を試算してみます。割引率が1%低下すると、退職給付債務は460億円から552億円(=460×1.2)へと92億円増加します。仮に、他の条件が変わらなかったとすると、純資産は税効果考慮後で55億円(=92×60%:税率を40%とすれば60%相当額が影響額となる)減少するという結果になります。純資産の減少率は3.4%(=55÷1,630)となります。逆に、割引率が1%上昇すると、退職給付債務は368億円(=460×0.8)に92億円減少します。したがって、税効果考慮後では55億円(3.4%)純資産が増加する結果になります。

人によって受ける印象は異なると思いますが、割引率1%の変動で、純資産が金額的には92億円、比率では3.4%変動するという結果は、企業に大きなダメージを与える水準ではないように思います。また、一部上場企業の採用している割引率の水準は2%程度であり、逆算すれば20年程度の残存勤務期間を想定していると思われる。20年国債であれば短期的な変動は別として、割引率が現在の水準から1%もの大幅な低下をすることは考えにくいと思います。したがって、平均的な企業にとっては、退職給付債務の変動が財務に大きなダメージを与えるリスクはそれほど高くないと考えられます。

次に、制度資産の変動について試算してみましょう。制度資産の変動リスクは資産構成により左右されます。企業年金制度の収益目標は予定利率で、それを達成するための資産構成を採用するのが通常であると考えられます。企業年金連合会等の調査によれば、確定給付企業年金制度の予定利率は2%~4%の水準が多いようです。仮に、中長期的に目標とする期待収益率を3%とすると、受託機関によってバラツキはあると思いますが、国内債券が5割弱、国内株式が2割強、外国債券と外国株式がそれぞれ1割強の水準の資産構成を目指すと思われます。このポートフォリオのリスクは8%程度となると推測されます(収益率は3%±8%の範囲に7割弱の確率で収まると考えられる)。

この前提で、通常の経済環境下における財務悪化リスクを検証します。制度資産の運用実績がこの幅の下限である $\Delta 5\%$ ($=3\% - 8\%$)だったとすると、期待収益率3%との $\Delta 5\%$ の差が制度資産から発生する数理上差異であり、23億円($=290 \times \Delta 8\%$)と算出されます。税効果を考慮した純資産への影響額は14億円(純資産に対する比率は0.9%)となります。さらに、昨今は市場環境の変動が激しく、2008年度の確定給付企業年金制度の実際の運用利回りは過去最悪の $\Delta 16\%$ (企業年金連合会の資産運用実態調査)でした。このような大幅なマイナスが発生する頻度は高くはありませんが、リスクシナリオとして、期待収益率3%に対して実際の運用収益率が $\Delta 16\%$ だった場合、数理上差異は55億円($=290 \times \Delta 19\%$)、純資産への影響は税効果考慮後で33億円(純資産に対する比率は2%)になります。

いずれの結果も、割引率が1%低下する場合の退職給付債務の変動と比較して純資産への影響は小さくなっており、制度資産の変動が企業財務に与える影響は限定的と考えられます。

すなわち、退職給付会計のみを考えれば、即時認識が導入されても平均的な日本企業は退職給付債務や制度資産の変動によって大きなダメージを被ることはないと思われます。

なお、制度資産の運用実績が悪化しているのは市場が低迷しているのが理由であり、企業が保有する持合株式の価格も同じく低下しているはずで、また、企業によっては為替の影響などを受けて企業業績等が悪化していることも想定されます。退職給付制度ばかりを考えるのではなく、それ以外の部分も含めて企業財務への影響を把握したうえで、退職給付制度ではどの程度のリスクが許容されるのかを検討することが重要でしょう。

年金コンサルティング部 佐野邦明



やさしい年金数理 第13回

～開放基金方式による掛金設定方法～

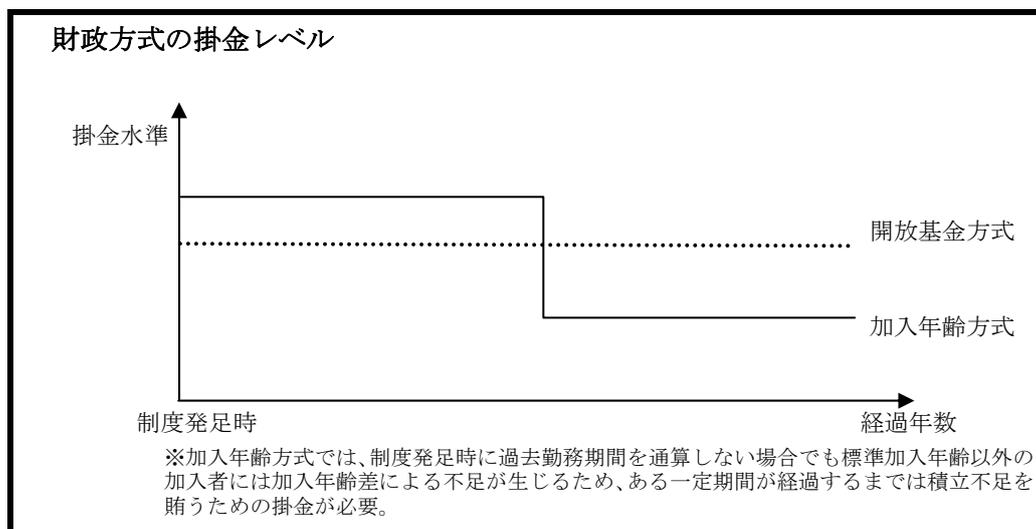
《要約》

「加入年齢方式」が多くの確定給付企業年金制度で採用されているのに対し、「開放基金方式」は厚生年金基金制度の基本部分や多くの総合基金の加算部分で採用されている財政方式です。この開放基金方式では、現在加入者の将来期間分および将来加入者（将来制度に加入するであろう者）に係る給付を賄うことができる標準掛金を設定し、この掛金率を加入者全員に適用することにより年金原資の積立てを行います。標準掛金で賄いきれない過去勤務債務は、加入年齢方式同様、別途、特別掛金を設定して償却します。

1. 「開放基金方式」の概要

財政方式には、大きく分けて給付が発生する都度その費用を掛金として徴収する賦課方式と将来の給付の発生状況を計算基礎率により予測し、将来の給付の発生までに積立金を準備する事前積立方式があります。前月号では事前積立方式の中で代表的なものであり、多くの確定給付企業年金で採用されている「加入年齢方式」を取り上げました。

今月取り上げる「開放基金方式」は、同じ事前積立方式に分類されるもので、厚生年金基金制度の基本部分や多くの総合基金の加算部分で採用されています。開放基金方式では、年金制度の加入者規模が一定となるように将来加入者の追加加入を前提とします。加入年齢方式と異なり、将来の予定新規加入者を見込んで掛金を設定するのが特徴です。「開放基金方式」は人数規模が比較的大きく新規採用が安定的に見込まれる集団、かつ給付額が加入期間に比例して単調に増加する制度に適している財政方式といわれています。



2. 「開放基金方式」の掛金設定方法

開放基金方式においては、現在加入者および将来加入者全員で、全員の将来勤務期間にかかる給付に要する費用を加入者期間にわたって平準的に積立てるような標準掛金を設定します。したがって、標準掛金率は「標準掛金率×将来期間にかかる給与現価＝将来期間に係る給付現価」となるよう下記の算式で算定します。

$$\text{標準掛金率 (額)} = \frac{\text{現在加入者の将来期間および将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者および将来加入者の給与現価}}$$

現在加入者の給与現価×標準掛金率 + 将来加入者の給与現価×標準掛金率	現在加入者の将来期間給付現価 + 将来加入者の給付現価
-------------------------------------------	-----------------------------------

このように標準掛金は加入者全員の将来勤務期間に係る給付を賄うために設定することから、制度発足時における過去勤務期間通算による過去勤務債務や制度発足後の計算基礎率と実績との乖離によって生じる過不足は、加入年齢方式の場合と同様、未償却過去勤務債務として把握し、一定の償却期間を定め特別掛金で償却します。

現在加入者の給与現価×標準掛金率 + 将来加入者の給与現価×標準掛金率	現在加入者の将来期間給付現価 + 将来加入者の給付現価
未償却過去勤務債務	
年金資産	現在加入者の過去期間給付現価 + 受給者の給付現価

年金信託部



データでみる年金

～国債の利回り推移～

《要約》

我が国では国債の利回りを基準に割引率を設定する企業が多く、国債の利回りは資産運用だけでなく、会計上の債務計算の観点からも重要です。2010年3月期は、割引率を期末の利回りのみを考慮して設定するという改正基準に基づく最初の決算でしたが、期末値と5年平均とが大きな乖離がなく、基準改正によって割引率を変更するには至らなかったといえます。一方、割引率の設定には重要性基準が維持されていますが、直近の金利低下傾向が今後も継続すると今年度末には割引率を見直す必要があるかもしれません。

年金制度にとって、金利は極めて重要なファクターです。資産運用においてパフォーマンスに影響を及ぼすだけでなく、債務の評価、特に会計上の債務の評価の大きな変動要因にもなるからです。日本の企業は国債の利回りを基準に会計上の債務の評価利率（割引率）を設定するケースが多いと言われています。最近の長期金利の低下が今後も続くかどうかはともかく、長期金利、特に国債の利回りは気にかかることです。過去の金利の動きを振り返り、割引率との関係などについて検討します。

1. 割引率の平均値は20年国債利回りと概ね同水準

我が国の退職給付会計基準では、退職給付債務の算出に使う割引率について「安全性の高い債券の期末の利回り」を基準として設定することになっています。安全性の高い債券とは長期の国債、政府機関債及び優良社債（複数の格付け機関による直近の格付けがダブルA格以上）とされています。以前は、一定期間の利回りの変動を考慮して決定することができましたが、平成20年7月31日付けで基準が改正され、平成21年4月1日以後に開始する事業年度の年度末からは、期末の利回りを基準に設定することになっています。ちなみに、以前認められていた変動を考慮することができる「一定期間」というのは概ね5年とされていました。

また、長期の債券の利回りという場合の「長期」は、退職給付見込期間までの平均期間を原則とし、実務上は平均残存勤務期間に近似した年数とすることが認められています（ただし、この規定も本年3月に公表されたいわゆるステップ1の見直し案で、「退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数の割引率（又は単一の加重平均割引率）を用いて割引く」と変更することが提案されています）。

つまり、前3月期の決算からは、新しい基準に従い一定期間の平均を考慮せず期末の利回りを基準に割引率が設定されたこととなります。給付見込期間までの平均期間は、平均

年齢や退職率、さらには年金あるいは一時金という給付の違いなどで会社毎に差がありますが、平均的には10数年～20数年といった期間であると考えられます。実際、過去からの上場企業の割引率の平均値をみると20年国債の利回りと概ね連動していることがわかります。ちなみに、2009年度（3月決算会社は2010年3月期）の割引率は平均1.97%（注1）であり、本年3月末の20年国債の応募者利回り（2.16%）と概ね同水準です（第1表）。また、この3月の利回りは過去5年間の平均とほぼ同水準であり、結果的には平均値であっても期末数値であっても差は生じることがなかったといえます。つまり、これまで5年程度の平均値を考慮して割引率を設定していた会社であっても、基準変更によって設定する割引率の水準を変更する必要はなかったといえます。

（第1表）国債の応募者利回り推移

（単位：％）

年	10年国債		20年国債		上場企業の 平均割引率
	3月末	5年平均	3月末	5年平均	
2001	1.33	2.00	2.15	2.72	3.15
2002	1.50	1.67	2.19	2.36	2.79
2003	0.76	1.45	1.45	2.14	2.44
2004	1.31	1.37	1.93	1.97	2.24
2005	1.50	1.34	2.06	1.96	2.20
2006	1.62	1.29	2.08	1.95	2.14
2007	1.67	1.39	2.05	2.00	2.14
2008	1.37	1.49	2.14	2.05	2.14
2009	1.30	1.56	1.92	2.12	2.13
2010	1.33	1.54	2.16	2.12	1.97
2010年8月	1.060	—	1.548	—	—

（注1）2004年以前は20年国債が毎月発行されていないため3月に最も近い3月以前の月のデータを採用

（注2）上場企業の割引率は全上場企業の数値。P3～4のPBO上位企業の集計とは異なる

2. 重要性基準と割引率見直しの関係

7月以降、長期金利が急速に低下し、8月には流通市場で新発の10年国債の利回りが7年ぶりに1%割れとなりました。年度末にどのような水準となっているかはわかりませんが、このままの水準であれば、前期末の水準からかなり低下することもあります。

我が国の退職給付会計では、割引率の設定について重要性基準が設けられています。期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定される場合には重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率で再計算しなければならないという規定です。一般低には、この規定は「既存の割引率で計算した退職給付債務が10%以内の変動にとどまり、

重要な影響を及ぼさないと推定される場合には、期末の割引率による再計算は必ずしも必要ない」と解されています。

第1表で示した2001年以降の推移をみると、2003年3月末に20年国債の利回りが前年比0.74ポイントも低下する局面がありました。もっとも、前述のとおり以前の会計基準では一定期間の平均を考慮することが認められていたこともあり、上場企業の平均割引率は前年比で0.35ポイントの低下と期末の数値の傾向とは必ずしも連動していません。当時、期末の利回りを基準に割引率を設定することになっていたら、平均割引率は大幅に低下していた可能性があります。

ちなみに、10%の変動を推定するための資料は日本アクチュアリー会・日本年金数理人会から公表されており、それを簡単にまとめたものが第2表になります。2002年の上場企業平均の前期末の割引率は2.44%ですから、給付までの残存期間が20年だとすると、期末の利率が2.0%から2.8%までの範囲であれば期末の割引率での再計算は必要ないと推測できます。2003年の金利の低下はこの限度を超えていますから、現在の基準であれば割引率を見直して再計算する必要があったといえます。同様に2009年度の平均値が2%弱ですから、今年度末の20年国債が1.6%程度まで低下すると割引率を見直す必要が生じる可能性があります（2010年8月の応募者利回りの水準はこれを若干下回る水準になっています）。

ただし、この表はあくまで単純に割引率と割引期間で算出した結果であり、実際の計算で同様の結果になるとは限りません。また、重要性の基準というのは、10%以内の変動にとどまる場合は再計算を要しないという取扱いであり、会計基準ではあくまで期末の利回りで算出することを求めていることに留意する必要があります。

なお、2つの異なった割引率で算出すれば、その算出結果を基に変動の範囲内にあるかどうかを確認することができますし、その2つの算出結果を基に補正計算を行い、期末の退職給付債務や勤務費用を算出することが可能です。

(第2表) 期末において割引率の変更を必要としない範囲 (単位：%)

		前期末の割引率								
		1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6
給付見込みまでの期間	10	0.1-2.0	0.3-2.2	0.5-2.4	0.7-2.6	0.9-2.8	1.1-3.0	1.3-3.1	1.5-3.4	1.6-3.5
	12	0.3-1.8	0.4-2.0	0.6-2.2	0.8-2.4	1.0-2.6	1.2-2.8	1.4-3.0	1.6-3.2	1.8-3.4
	14	0.4-1.7	0.6-1.9	0.8-2.1	1.0-2.3	1.2-2.5	1.4-2.7	1.6-3.0	1.7-3.2	1.9-3.3
	16	0.5-1.6	0.6-1.8	0.8-2.0	1.0-2.2	1.2-2.4	1.4-2.6	1.6-2.9	1.8-2.9	2.0-3.1
	18	0.5-1.5	0.7-1.7	0.9-1.9	1.1-2.1	1.3-2.3	1.5-2.5	1.7-2.7	1.9-2.9	2.1-3.0
	20	0.6-1.5	0.8-1.7	1.0-1.9	1.2-2.1	1.4-2.3	1.6-2.5	1.8-2.7	2.0-2.8	2.2-3.0
	22	0.6-1.4	0.8-1.6	1.0-1.8	1.2-2.0	1.4-2.2	1.6-2.4	1.8-2.6	2.0-2.8	2.2-3.0
	24	0.6-1.4	0.8-1.6	1.0-1.8	1.2-2.0	1.4-2.2	1.6-2.4	1.8-2.6	2.0-2.8	2.2-2.9

本年3月に公表された国内基準の見直し作業ステップ1の公開草案では、債務及び資産の時価変動を貸借対照表へ即座に反映することや割引率の設定方法について変更することが提案されています。

仮に、来年3月末の金利水準が前年より大きく低下した場合、平成23年3月期決算で数理計算上の借方差異（負債の増加）が発生することになります。公開草案の内容通りに会計基準が変更されるとその翌年度である平成24年3月期末には、未認識項目についてその他の包括利益に計上するとともに積立状態を貸借対照表に表示することになります。

私見ですが、この見直しが実現した場合、重要性基準は再検討する必要があると思います。退職給付債務の増減率が同じパーセンテージであっても、その増減が純資産に与える影響は社別に異なるからです。その結果、その他の包括利益を通じて純資産に即座に反映させる会計基準になると、企業間の比較可能性を妨げる要因になりかねません。なぜなら、純資産が小額で退職給付債務の増減（特に増加）の影響が相対的に大きい企業が、重要性基準を理由に割引率を見直さない懸念がないとは言えないからです。退職給付債務の金利変動に関する感応度を開示すれば、投資家サイドで数値を組み替えることが可能であるため、当該情報開示を求めることで対応すればよいという意見があるかもしれません。ただ、感応度に関する情報は将来の変動リスクを示す目的で開示するものであり、期末の実際の経済状態との乖離を修正する目的で開示するものではないはずです。仮に、重要性基準を残すのであれば、退職給付債務の増減率だけでなく、その増減が純資産などへ及ぼす影響を勘案した基準であることが望まれます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ



数字クイズ その6

～ヒートアイランドTokyo～

残暑、猛暑、いや、酷暑、お見舞い申し上げます。

さて、もう、どう表現していいかわからないほどの暑さである。

日本国内においては2007年以降、一日の最高気温が35℃以上の日のことを「猛暑日」と言うことになったのだが、今年は、いよいよ北海道でも北見市や帯広市でこの猛暑日を記録した。また、日本に限らずロシアでも40℃を超える歴史的な猛暑となって森林火災が多発しており、米国東部やヨーロッパ南部でも記録的な猛暑となるなど世界規模での高温に見舞われている。

ウィキペディアで調べてみると、日本での過去の猛暑の年が、1942年、46年、55年、61年、64年、67年などと記録されているが、90年代に入ると7年間もの年が、さらに2000年代は猛暑でない年が03年と09年だけという酷さになっている。

客観的かつ長期的に、この暑さを評価した記録はないものかとしらべてみたら、気象庁がこの5月に、「ヒートアイランド監視報告」をだしていたので一部を紹介してみたい。

(1) 100年間の平均気温の変化

<問題1>ここ100年間で東京の平均気温は何度上昇しているか？

<問題2>大都市でなく、中小都市の平均気温はどうか？

筆者は気象の専門でないので、誤った表現をなるべくしないように今回はデータをたくさん挙げたい。

下の表からすると、**問題1の答えは3.3度**である。

また、**問題2の答えは1.5度**である。

したがって、東京のアバウトなヒートアイランド効果は1.8度ということになる。東京は他の2倍暑くなった。ちなみに大阪の平均気温は2.9度であり、同効果は1.4度ということになる。

都市	気温の変化量(℃/100年)				
	平均気温			日最高気温	日最低気温
	年	1月	8月		
札幌	+2.6	+3.6	+1.7	+0.8	+4.5
仙台	+2.3	+3.2	+0.4	+0.8	+3.1
東京	+3.3	+4.8	+1.6	+1.4	+4.6
新潟※	+2.1	+2.7	+1.4	+1.9	+2.3
名古屋	+2.8	+3.4	+2.3	+1.0	+4.0
大阪※	+2.9	+2.7	+2.5	+2.3	+4.0
広島※	+2.1	+2.2	+1.5	+1.0	+3.2
福岡	+3.2	+3.4	+2.3	+1.6	+5.3
鹿児島※	+3.0	+3.5	+2.6	+1.3	+4.3
中小都市	+1.5	+1.9	+0.8	+0.9	+1.8

<http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/himr/2009/chapter4.pdf>



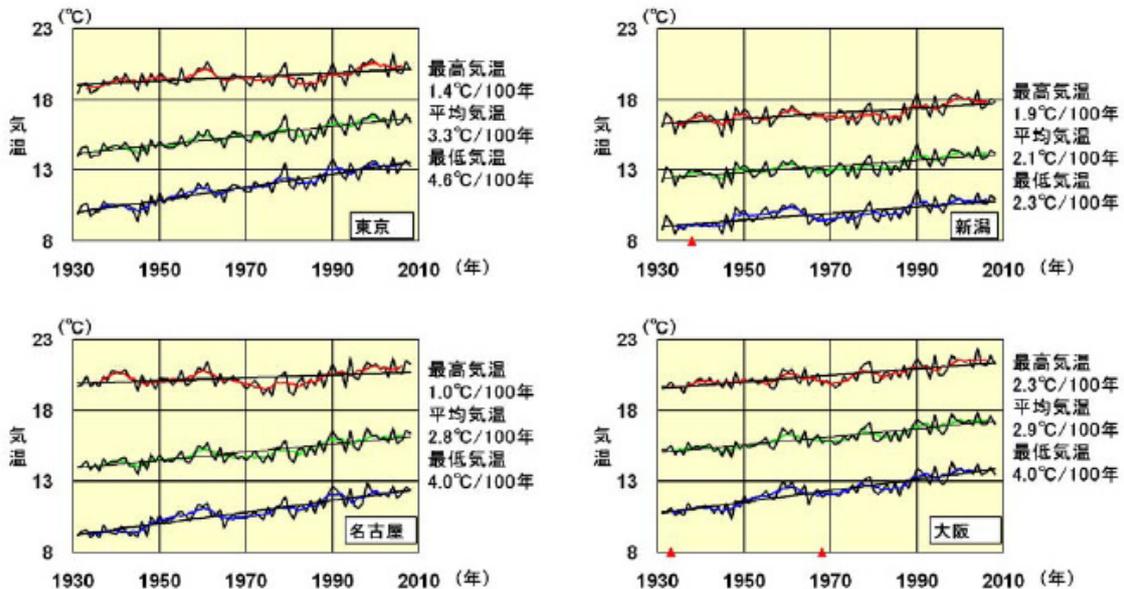
(注1) ※は庁舎の移転に伴う影響を補正している

(注2) 表の数値の統計期間は1931年から2008年であり、それを100年当たりの気温の変化量に修正してある。表には全国の大都市として、札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、福岡、鹿児島 の9都市の気温の長期変化傾向を示している。比較のため、都市化の影響が少ないと考えられる国内17地点の平均値を“中小都市”としてあわせて表示している。

報告書は次の点にも言及している。

- ① 8月よりも1月の気温の上昇率が大きい。
- ② 大都市では、日最高気温（主に日中に記録される）よりも日最低気温（主に早朝に記録される）の上昇率が大きく、中小都市に比べ明瞭である。
- ③ 一般に、ヒートアイランド現象に伴う都市と郊外との気温差は、夏季より冬季に、日中より夜間に大きいといわれており、観測結果にもこの効果が顕著に現れているものと考えられる。

紙幅の関係で、4都市のみの最高気温、平均気温、最低気温の推移をあげる。興味のある方はぜひ原典（上のグラフに表示したアドレス）をご覧ください。

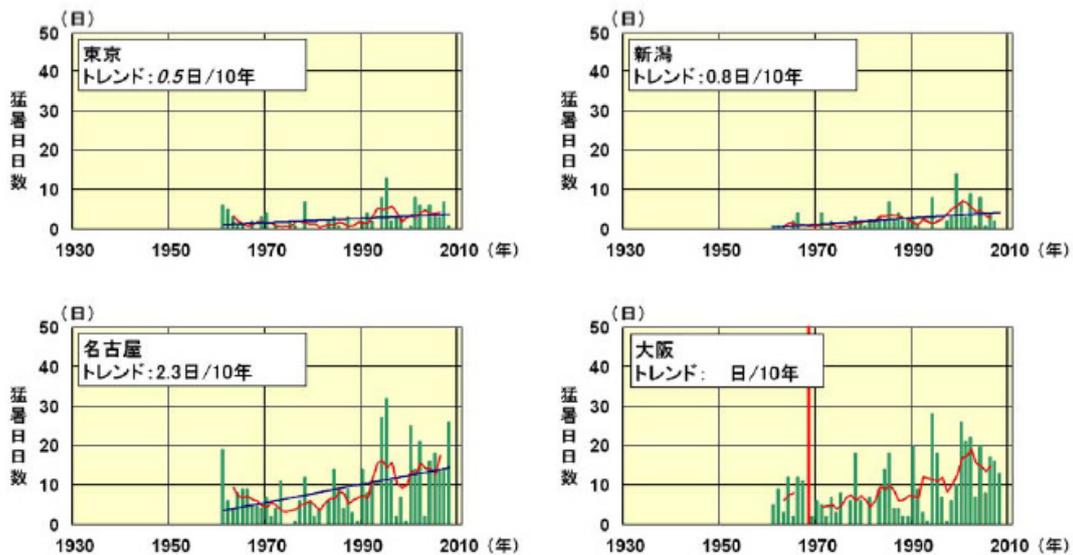


(2) 大都市および中小都市における冬日、熱帯夜、猛暑日の年間日数の変化

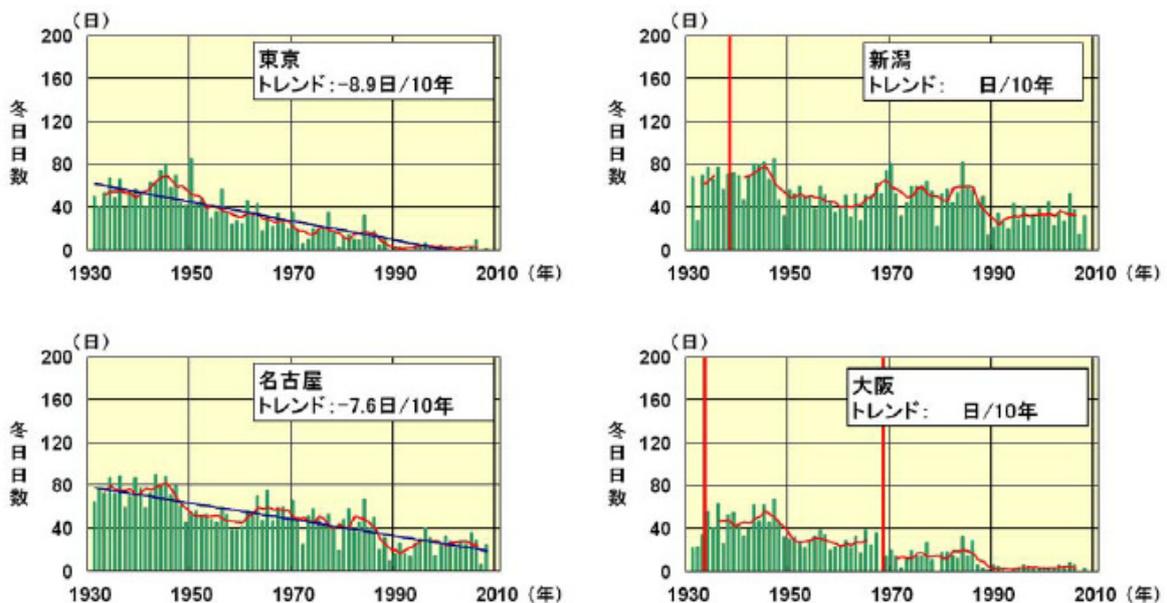
次は、4つの都市の「冬日」（日最低気温が0°C未満の日）と、「猛暑日」（日最高気温が35°C以上の日）の日数変化を示すグラフを示す。統計期間は、冬日と熱帯夜が1931年から2008年、猛暑日は1961年から2008年までである。（原典には熱帯夜のグラフもあり、大阪の熱帯夜が多いことに驚く）

- ① 冬日の年間日数は、全般に減少傾向である。

- ② 大都市の変化傾向は中小都市と比べても顕著で、熱帯夜や冬日の日数の変化には地球温暖化や自然変動などに加えて、ヒートアイランド現象の影響も大きいと考えられる。
- ③ 猛暑日については、新潟、名古屋と西日本の主要都市だけでなく、中小都市でも有意な増加傾向となっている。
- ④ 「ヒートアイランド監視報告（平成19年夏・冬ー関東・近畿地方）」では、都市の規模にかかわらず、西日本や熊谷、前橋など日最高気温が元々高い地点における猛暑日の増加が報告されており、都市化が猛暑日の増加に及ぼす影響については今後の調査課題である。



20年前から東京と大阪では冬日がほとんどなくなっている。



青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

<コラム> アドリブ経済時評

「真夏の夜のジャズ」をもう一度

ちょうど50年前に公開され、いまだにジャズファンの中で人気の、「真夏の夜のジャズ」という映画（いまやDVDの方が分かりやすい）がある。

ニューポート・ジャズフェスティバルの実況であり、若き日のアニタ・オデイが広いツバの帽子を着て歌い、セロニアス・モンクやルイ・アームストロングの元気な姿が見られ、港のヨットが見える会場では、観客が芝生で寝転がってのんびりとジャズを楽しむという映画である。

しかし、このように猛暑が地球を覆いつくしてしまうと、このような光景が現実感を失ってしまう。別ページの「数字クイズ」に書いたように、50年前の夏には東京に猛暑日など皆無だったのだが、最近ではロシアでも40度を越えているらしく、外で何かしようという気などにはとてもならない。

にわかには淋しくなっていて、なにか良いハナシはないものかとWEBをしらべてみた。

そもそも地球に降り注ぐ太陽エネルギーはたった1時間で、人類が1年間に使う量に匹敵するという。それほどの熱は、薄い空気の層を昇って行って放射され冷まされるので釣り合いがとれて、地球には海があり川があり芝生があり、その上で寝転がることのできる。

ところが、人類が化石燃料を燃やして、空気中にCO₂が増え、温室効果が働いて温暖化現象が起こっている、というのが「通説」になっている。

しかし、地球の気温に与える影響は、太陽の方が断然大きくて、黒点の状況などとの関係が大きいという説もあるようである。その説によれば、CO₂に関係なく地球は「冷えるときには冷える」ものらしい。

ただし、その説の正しさはとうてい証明できるものでもないだろうし、「では、いつから冷えるのか」と聞いても、その時期は判らないだろう。

火山灰のようなものを大気圏にバラ撒いて、地球を冷やすというアイデアもあるらしいが、それとてもコストのこととか冷やしすぎたらどうなるのかとか考えると簡単なこととは思えない。

やはり、真面目にエコと取組む以外なさそうである。

暑くて、子供がセミとりにすら出掛けられない夏は淋しすぎる。

【2010/8/30】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



TOPICS 1

～厚生年金基金の平成 21 年度 (H22.3 末) 決算の積立状況等 ＜全体版：速報＞～

ポイント

単独・連合型も含む厚生年金基金の平成 21 年度決算^{※1}の速報値^{※2}を集計しましたので概要をご案内致します。(三菱UFJ年金情報 2010 年 8 月号 TOPICS 2 は総合型のみ速報値)

1. 継続基準の積立水準：平均 1. 1 3 (前年度平均 0. 9 2)
⇒ 1 8 % (前年度 7 8 %) が継続基準に抵触しました。
2. 非継続基準の積立水準：平均 0. 8 4 (前年度平均 0. 7 0)
⇒ 8 2 % (前年度 9 4 %) が非継続基準に抵触しました。

【当年度集計の概要】

期ズレ解消により継続基準の積立状況が大幅に改善^{※3}。

- ※1 弊社総幹事の 131 基金 (総合型 106 基金、単独・連合型 25 基金、将来停止先を除く) の集計
- ※2 平成 21 年度厚生年金本体利回りを 7.5% (弊社推計値) として算出した速報値。確定値は 8 月下旬別途ご案内予定。
- ※3 期ズレ解消の B/S への反映は 21 年度決算より (掛金計算へは H21.10.1 以降を適用日とする掛金計算から反映)。

- ✓ 全厚生年金基金の分布とは傾向が異なり得る点についてご留意下さい。
- ✓ ご案内中の決算報告書から資産評価方法や許容繰越不足金等を変更することにより、代議員会で議決される決算結果が変更されることがあります。そのため、当 TOPICS が最終的な集計結果と大きく乖離する可能性がありますのでご留意下さい。

今回ご案内のデータ (次頁以降)

【集計】積立状況の分布表

1. 継続基準の積立水準分布
(純資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金 等
2. 非継続基準の積立水準分布
純資産額 ÷ Max (最低積立基準額 × 0.9、最低責任準備金 × 1.05) 等
3. 成熟度に関する指標
加入者／受給者
給付額／掛金額
4. その他の指標

【集計】 積立状況の分布表

全体		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計	
充足	24 (18.3%)	0 (0.0%)	24 (18.3%)	
抵触	83 (63.4%)	24 (18.3%)	107 (81.7%)	
合計	107 (81.7%)	24 (18.3%)	131 (100.0%)	

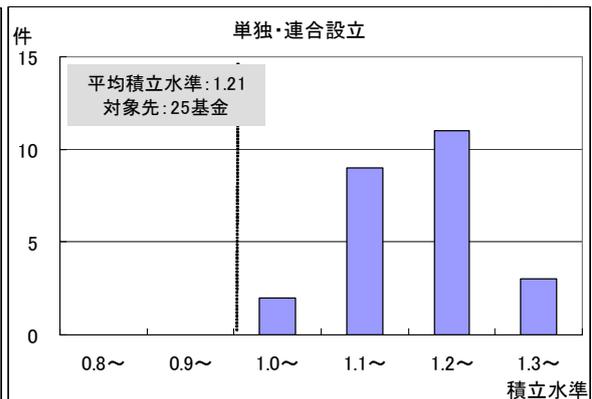
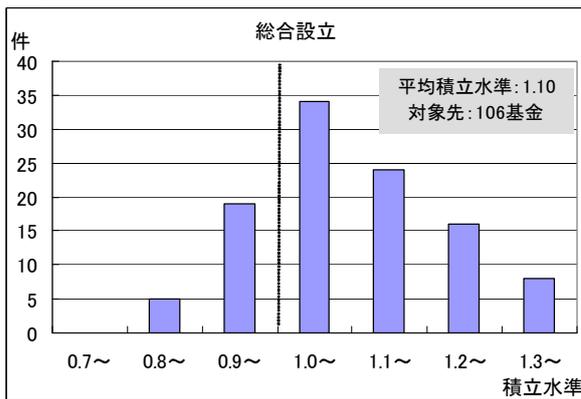
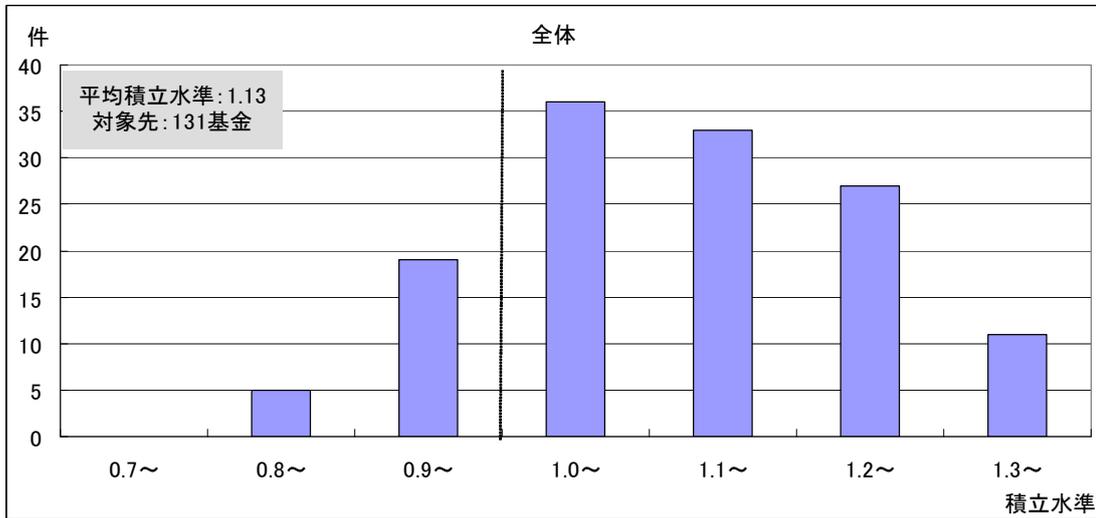
総合設立		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計	
充足	13 (12.3%)	0 (0.0%)	13 (12.3%)	
抵触	69 (65.1%)	24 (22.6%)	93 (87.7%)	
合計	82 (77.4%)	24 (22.6%)	106 (100.0%)	

単独・連合設立		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計	
充足	11 (44.0%)	0 (0.0%)	11 (44.0%)	
抵触	14 (56.0%)	0 (0.0%)	14 (56.0%)	
合計	25 (100.0%)	0 (0.0%)	25 (100.0%)	

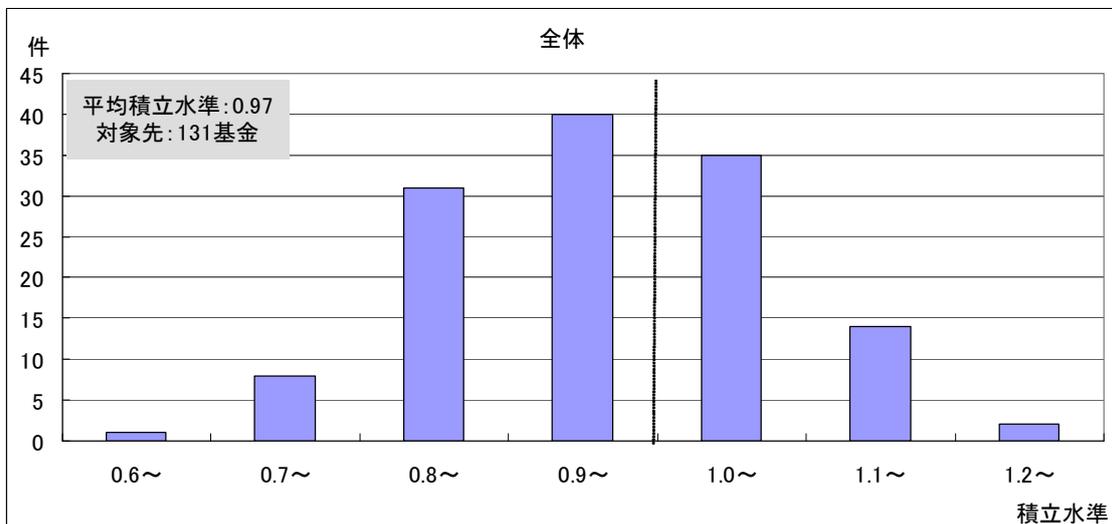
1. 継続基準の積立水準分布

継続基準の積立水準 = (純資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

⇒1.0 未満の場合は責任準備金確保のための変更計算の実施が必要

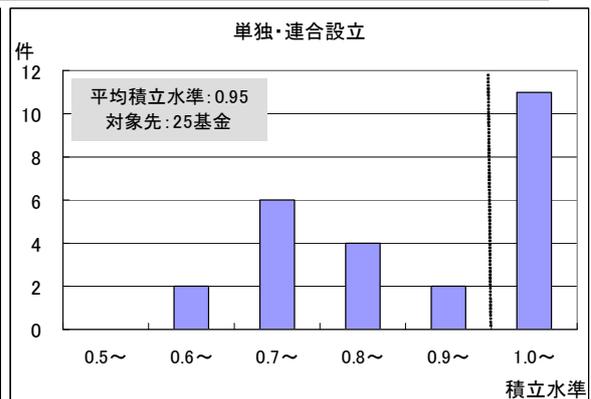
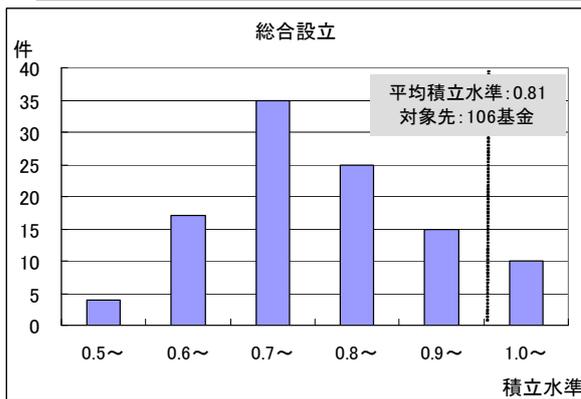
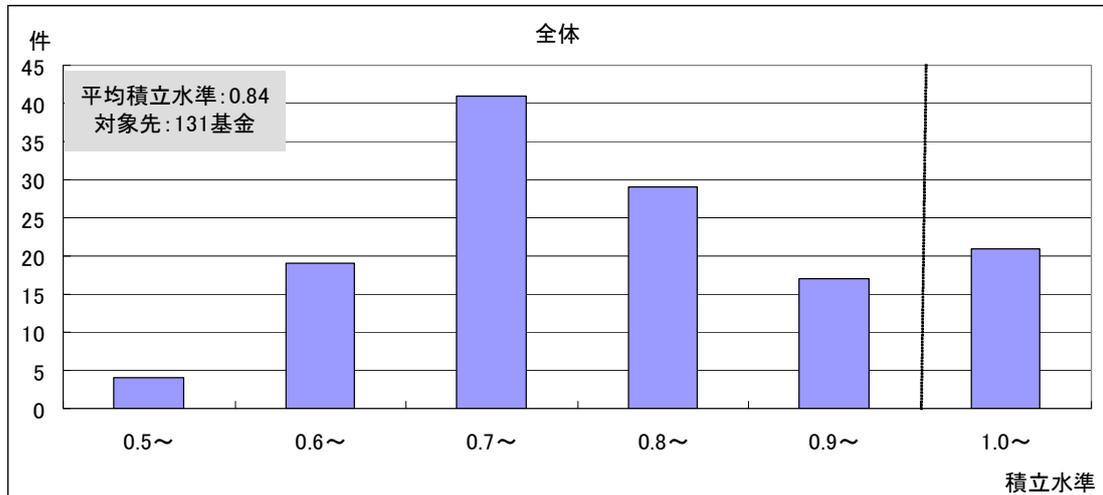


【ご参考】 純資産/責任準備金

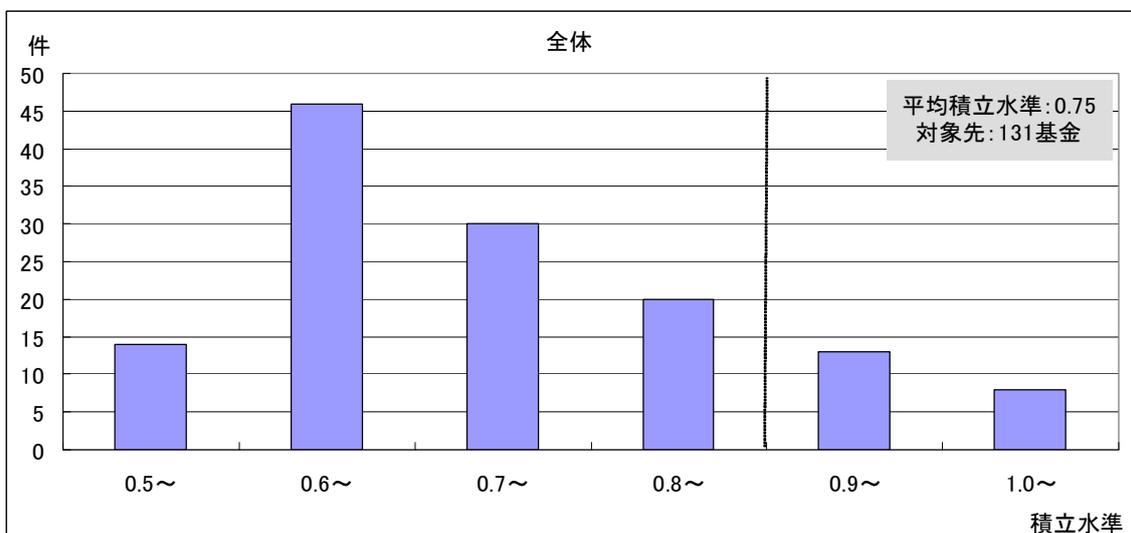


2. 非継続基準の積立水準分布

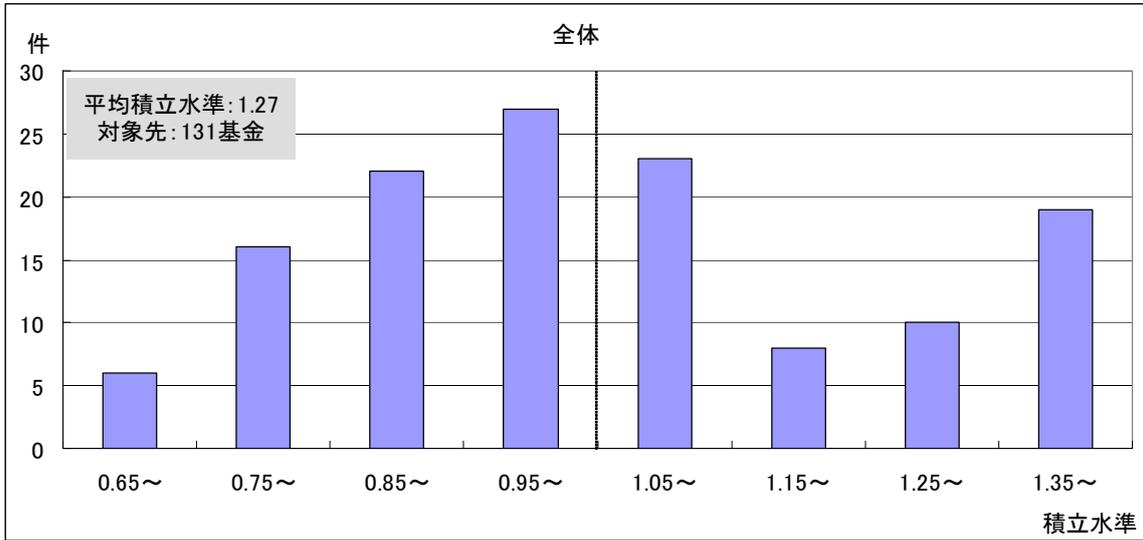
非継続基準の積立水準 = 純資産額 ÷ Max (最低積立基準額 × 0.9、最低責任準備金 × 1.05)
⇒ 当該積立水準が 1.0 未満の場合が非継続基準に抵触※ (※ 詳細は次頁「ご参考③」を参照)



ご参考① 純資産/最低積立基準額

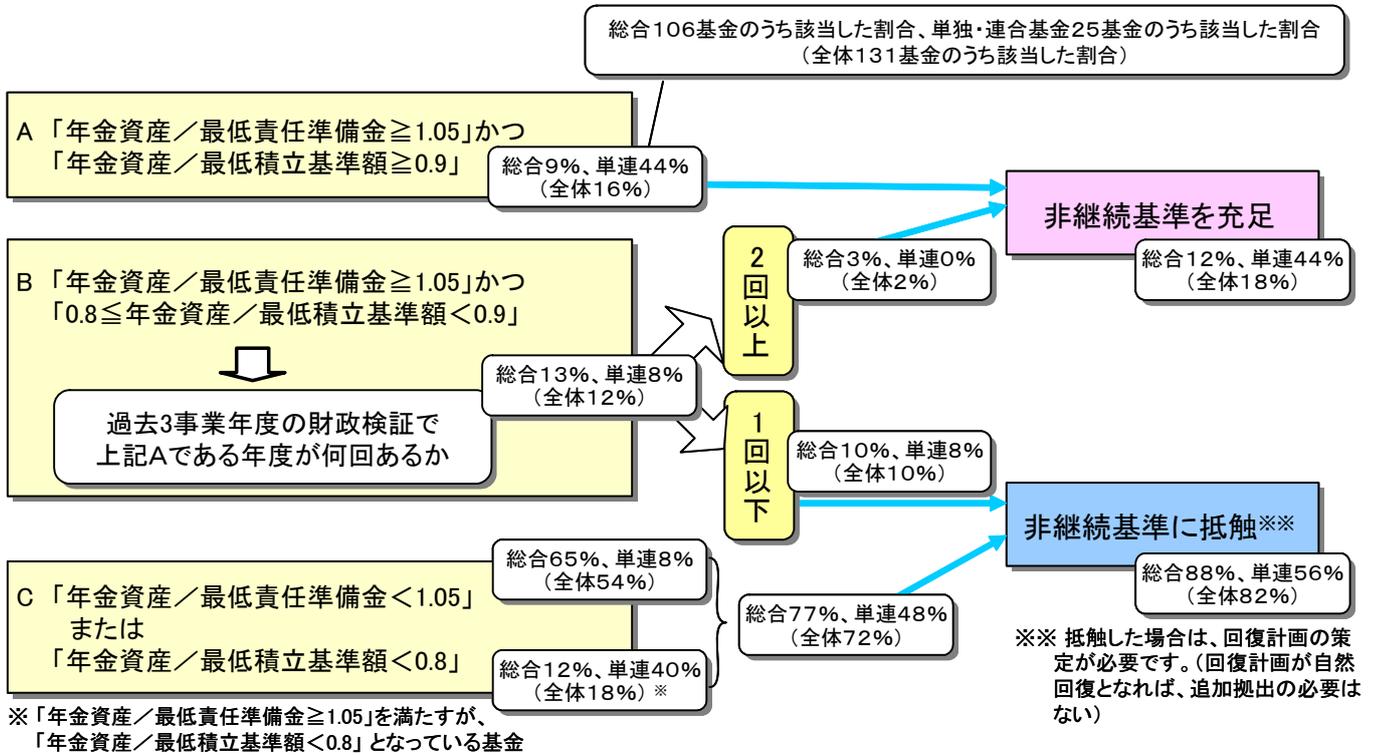


ご参考② 純資産／最低責任準備金



ご参考③ 非継続基準の判定

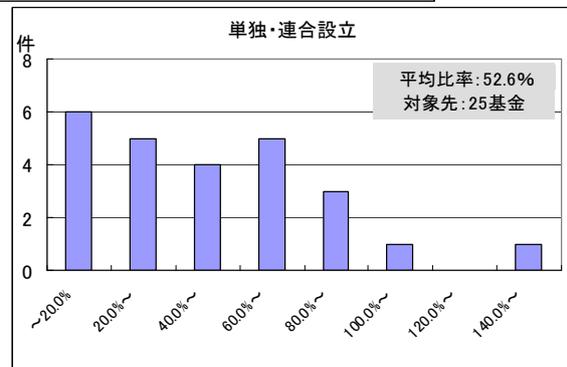
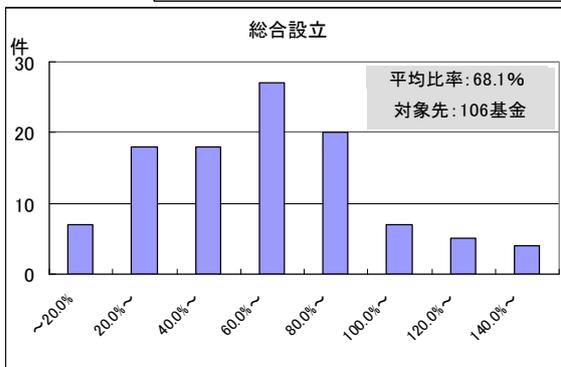
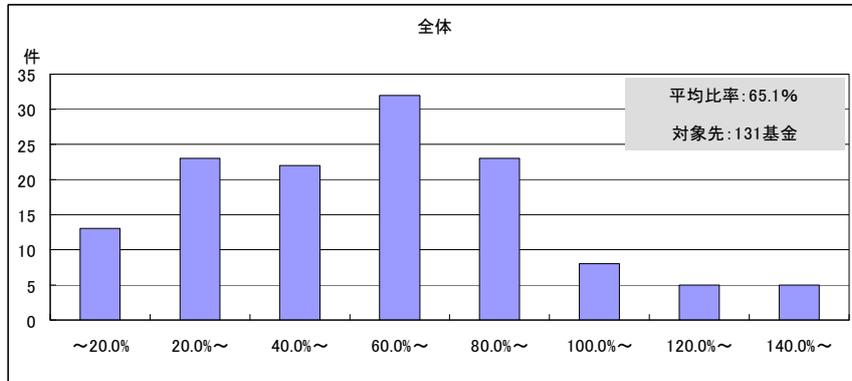
(財政運営基準第四 1 (3) カ (ア))



3. 成熟度に関する指標

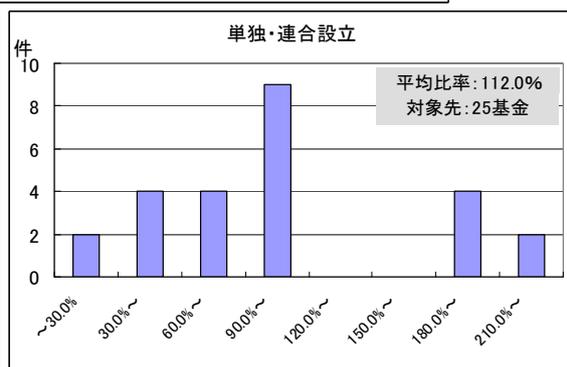
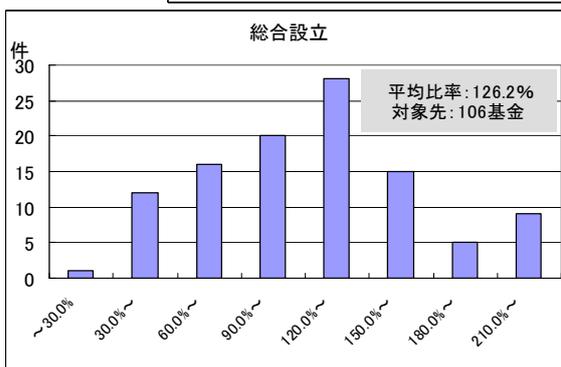
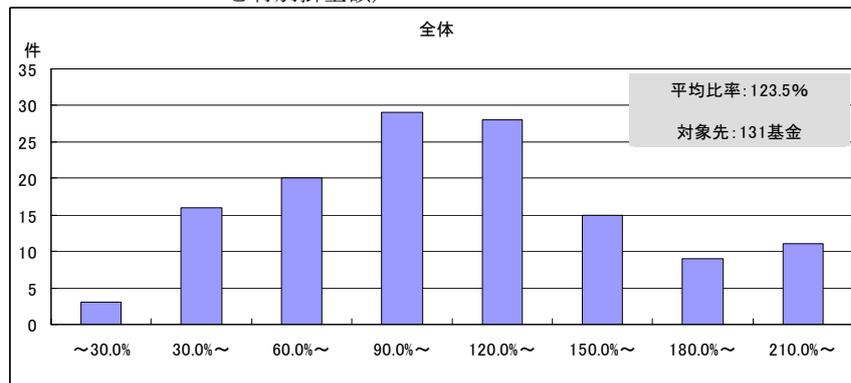
①受給者／加入者

※ 基本部分の受給者（受給待期脱退者を含まない）数
／基本部分の加入者数



②給付額／掛金額

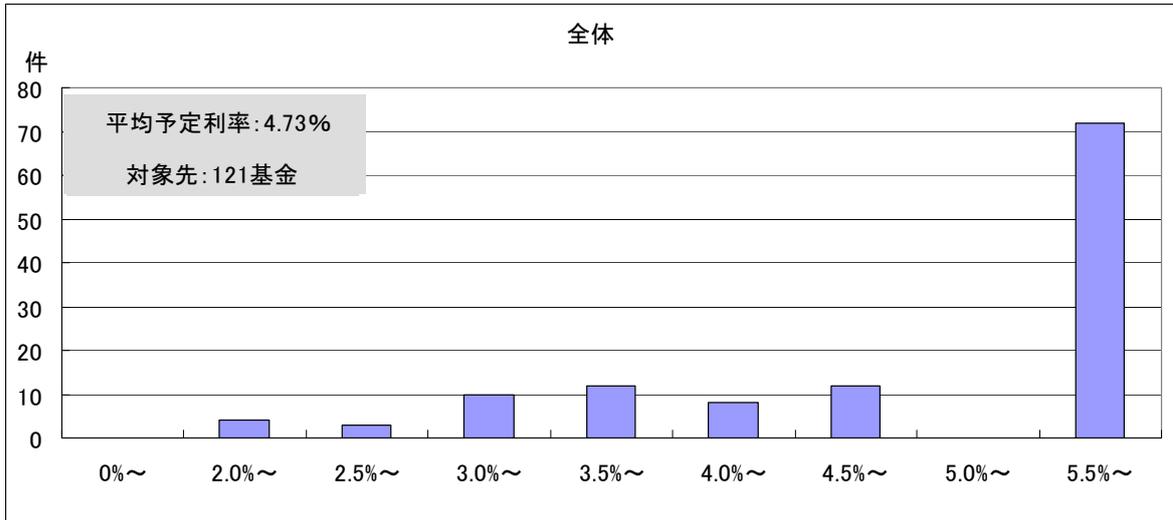
※ (給付費 + 移換金) / 掛金額 (掛金等収入のうち標準掛金額
と特別掛金額)



4. その他の指標

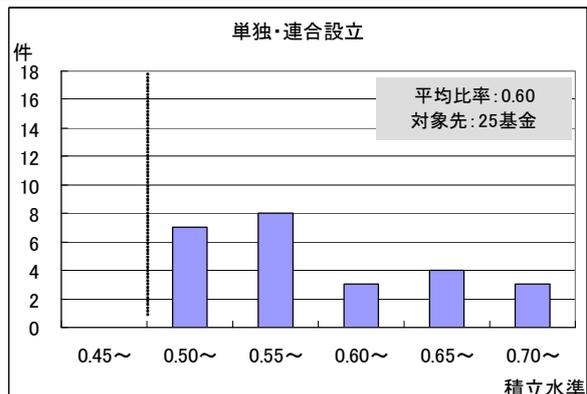
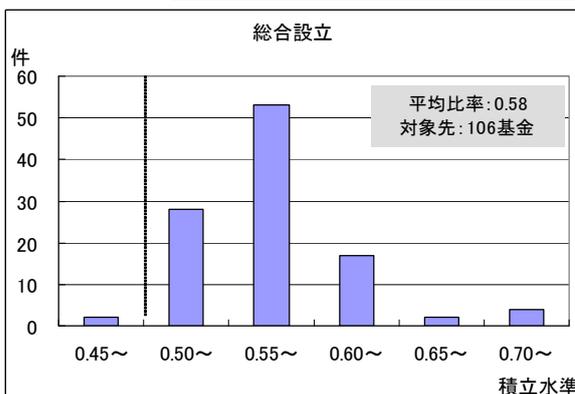
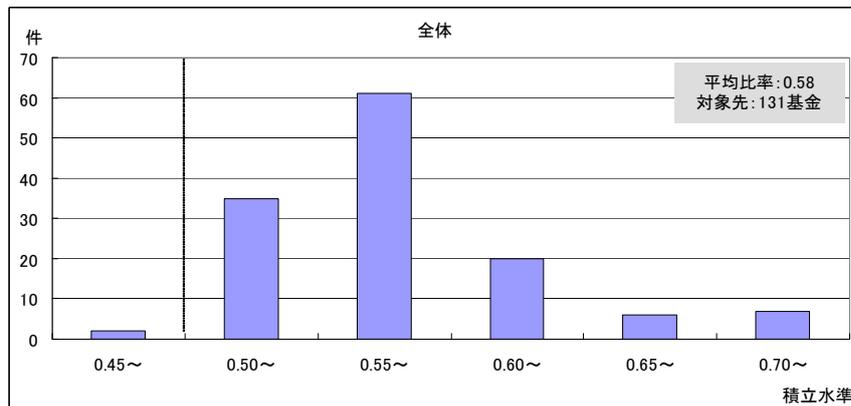
①加算部分の予定利率（継続基準）

※ 加算型基金 121 基金の集計



②最低責任準備金／過去期間代行給付現価

最低責任準備金が過去期間代行給付現価の 1 / 2 を下回った場合、政府から負担金（給付現価負担金）が交付されます。

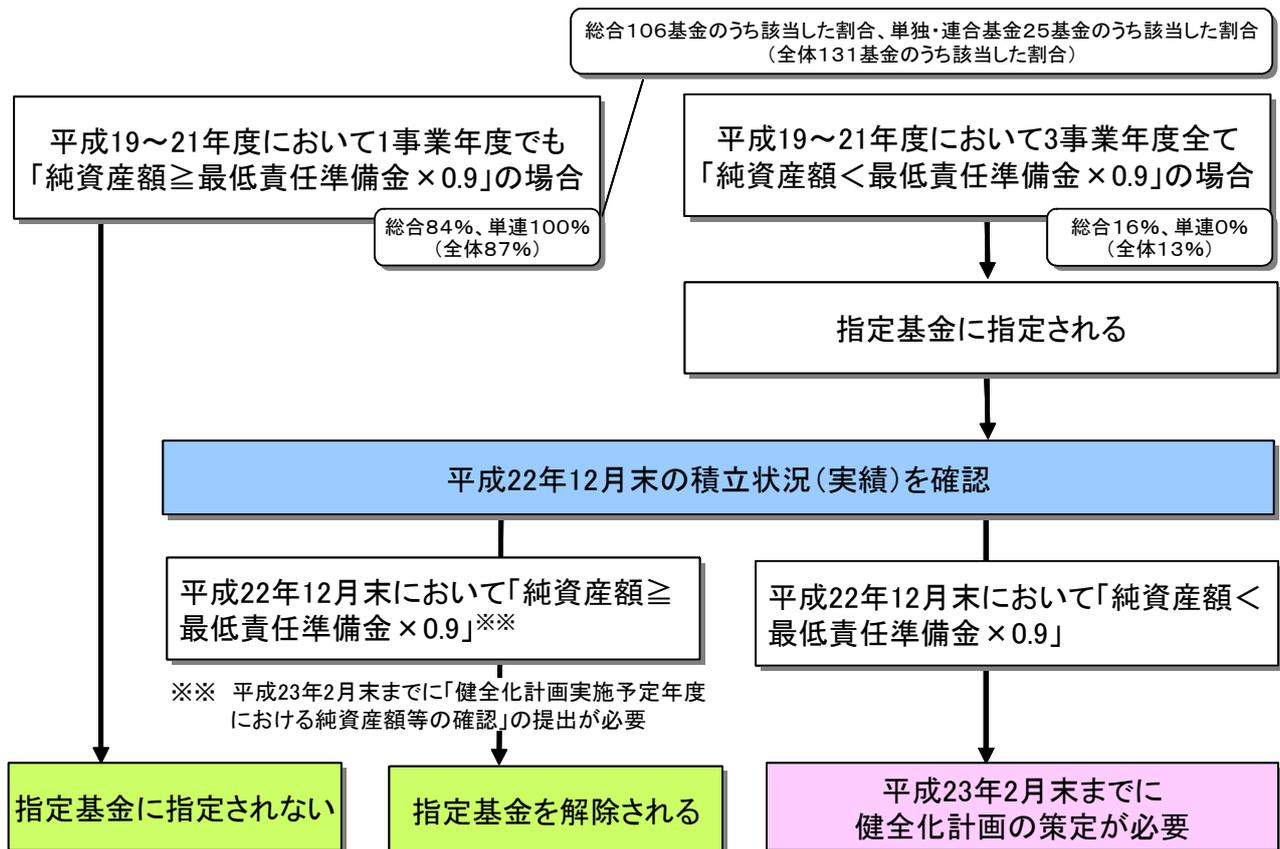


③資産評価方法

	時価評価		数理的評価		合計	
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)
総合設立	49	(46.2%)	57	(53.8%)	106	(100.0%)
単独・連合設立	19	(76.0%)	6	(24.0%)	25	(100.0%)
合計	68	(51.9%)	63	(48.1%)	131	(100.0%)

④指定基金の判定 (意見募集ベース※)

※意見募集内容の詳細は三菱UFJ年金情報
2009年12月号 TOPICS 2をご参照



TOPICS 2

～任脱一括拠出金の取扱いについての「相談事例」発出（厚生年金基金）～

ポイント

標記につき厚生労働省より「相談事例」が発出されました。
また行政からの連絡事項もありますので併せてご案内致します。

- 「相談事例」の内容：現行の法令^{※1}の取扱いを解説したもの
(取扱いの変更ではない)
- 行政からの連絡事項：任意脱退時等^{※2}の特別掛金に関する規定が現行の法令^{※1}
を満たす内容となっていない基金は、なるべく早期に規約変更を行うこと

なお、確定給付企業年金にも同様の法令^{※3}が存在しますが、今回の「相談事例」や
連絡事項は厚年基金宛に示されたものであることを申し添えます。

※1 基金則第32条の3の2

※2 法令上は「設立事業所の減少」(減少理由によらない)

※3 DB則第88条

☞ 「相談事例」の詳細は次頁ご参照

相談事例（「設立事業所の減少に係る掛金の一括拠出額の算定方法についての相談事例」）

問 1 脱退事業所の事業主から徴収する掛金額を、特別掛金収入現価により算定する場合には、「その他の継続基準上の不足額^{※1}」を加算することができることになっていますが、別途積立金等の剰余がある場合には、その剰余額を控除する規約とすることは可能でしょうか。

（答） 不可。

脱退事業所の事業主から徴収する掛金額を特別掛金収入現価により算定する場合^{※2}には、規約に定めることにより、「その他の継続基準上の不足額」として次の①及び②の不足額のうち脱退事業所分を加算することが可能となっていますが、各不足額が負となった場合に、負の額（剰余額）をそのまま加算する（剰余額を減算する）ことはできません。

- ① 繰越不足金
- ② 事業所の減少に併せて掛金計算を行うと、①以外の要因で増額することとなる掛金額

したがって、別途積立金等の剰余がある場合に、その剰余額を控除することはできません。

脱退事業所の事業主から徴収する掛金額から別途積立金等の剰余分を控除したい場合には、別途積立金を取り崩すことにより特別掛金を引き下げた上で行うこととなります。

※1 基金則第32条の3の2第3項

※2 基金則第32条の3の2第1項第1号

問 2 脱退事業所の事業主から徴収する掛金額を、特別掛金収入現価又は非継続基準上の不足額のいずれか高い額により算定することとした場合^{※3}に、特別掛金収入現価にあらかじめ「その他の継続基準上の不足額」を加算した上で、いずれか高い額を掛金額とする規約とすることは可能でしょうか。

（答） 不可。

「その他の継続基準上の不足額」を加算できるのは、特別掛金収入現価の方が高い額となった場合であり、特別掛金収入現価と非継続基準上の不足額のどちらが高い額か判定する際に、あらかじめ「その他の継続基準上の不足額」を特別掛金収入現価に加算しておくことはできません。

- ①まず継続基準ベースか非継続基準ベースかを決定（高い方）
- ②継続基準ベースと決定した場合にはじめて「その他の不足額」を加算することができる。

※3 基金則第32条の3の2第1項第3号



TOPICS 3

～平成 21 年度の厚生年金本体利回り（確定値）：7.54%～

ポイント

標記につき厚生労働省より数値の公表がありましたのでご案内致します^{※1}。

1. 平成 21 年度の厚生年金本体利回り：7.54%^{※2}
2. 上記 7.54%を基に、平成 21 年度の最低責任準備金（継続基準）の算出に用いる利率の通知^{※3}が発出されました。

※1 「厚生年金・国民年金の平成 21 年度収支決算の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000j1pd-img/2r985200000j1qu.pdf>

※2 弊社推計値は 7.5%（☞三菱UFJ年金情報 2010 年 5 月号 TOPICS 5 参照）

※3 「厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について」の一部変更について」（年発 0810 第 1 号）

厚生年金基金への影響

- ✓ 厚生年金本体の運用利回りの基金財政運営に与える影響は、以下の 3 点です。
- ①最低責任準備金（継続基準）の算出に用いる利率（今回確定）
 - ②回復計画上の最低責任準備金の付利率（今回確定）
 - ③期ズレありの最低責任準備金の算出に用いる利率（未発出）

影響① 最低責任準備金（継続基準）の算出に用いる利率

- ✓ 平成21年度の継続基準における最低責任準備金（継続基準）の算出に用いる利率は、7.54%に基づき、通知で定められました。

影響② 回復計画上の最低責任準備金の付利率

- ✓ 回復計画策定上の最低責任準備金の予測に用いる利率は、今後以下の①、②のいずれか小さい率を下回らないように定めます。
 - ①厚生年金本体の直近5年の運用実績。ただし、当該平均値がマイナスの場合は、当該実績値に基づき合理的に見込まれる率。
 - ②厚生年金本体の財政検証における運用利回りの前提
- ✓ 平成21年度決算に基づき回復計画を策定する場合、下表の通り直近5年平均は1.42%となり平成21年の厚生年金本体の財政検証における運用利回りの前提を下回るため、平成24年以降の見込みとして1.42%が適用可能です。

《厚生年金本体の運用実績》

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年度実績	6.82%	3.10%	△3.54%	△6.83%	7.54%
過去5年平均	—				1.42%

《21年度回復計画策定上の最低責任準備金の付利率》

	平成23年1月～12月	平成24年以降
付利率①(過去5年平均)	7.54%	1.42%
付利率②(厚年本体の前提)		1.8%～4.1%※
①と②の小さい方	—	1.42%

※ 平成21年厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提に基づく付利率

《ご参考 平成21年厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提》

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年度以降
利率(%)	1.5	1.8	1.9	2.0	2.2	2.6	2.9	3.4	3.6	3.9	4.0	4.1

影響③ 期ズレありの最低責任準備金の算出に用いる利率

- ✓ 期ズレありの最低責任準備金の平成23年1月～12月に適用される利率は、7.54%に基づき、別途告示される予定です。(例年12月頃)

TOPICS 4

～厚年基金の平成21年度（H22.3末） 決算の積立状況等＜全体版：確報＞～

ポイント

厚生年金本体利回りの確定値7.54%ベースの決算確報値^{※1}を集計しましたので概要をご案内致します（TOPICS 1は弊社推計値7.50%を使用した速報値）。

影響は継続基準の積立水準に対してのみありますが、結果はTOPICS 1と同様でした。

- 継続基準の積立水準：平均 1.12（前年度平均0.92）
⇒ 18%（前年度78%）が継続基準に抵触しました。

【当年度集計の概要】

期ズレ解消により継続基準の積立状況が大幅に改善^{※2}。

- ※1 弊社総幹事の131基金（総合型106基金、単独・連合型25基金、将来停止先を除く）の集計
- ※2 期ズレ解消のB/Sへの反映は21年度決算より（掛金計算へはH21.10.1以降を適用日とする掛金計算から反映）。

- ✓ 全厚生年金基金の分布とは傾向が異なり得る点についてご留意下さい。
- ✓ ご案内中の決算報告書から資産評価方法や許容繰越不足金等を変更することにより、代議員会で議決される決算結果が変更されることがあります。そのため、当TOPICSが最終的な集計結果と大きく乖離する可能性がありますのでご留意下さい。

今回ご案内のデータ（次頁以降）^{※3}

- ※3 非継続基準の積立水準、成熟度に関する指標等については平成21年度の厚年本体利回りの影響を受けないため掲載しません。

【集計】積立状況の分布表	・・・2/3頁
継続基準の積立水準分布 （純資産額 + 許容繰越不足金）÷ 責任準備金 等	・・・3/3頁



【集計】 積立状況の分布表 (TOPICS 1 と同様)

全体		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計	
充足	24 (18.3%)	0 (0.0%)	24 (18.3%)	
抵触	83 (63.4%)	24 (18.3%)	107 (81.7%)	
合計	107 (81.7%)	24 (18.3%)	131 (100.0%)	

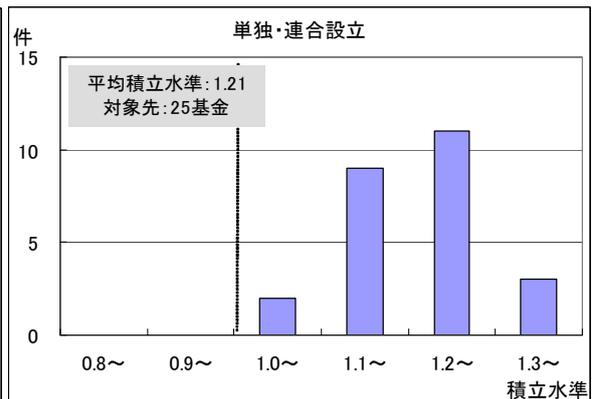
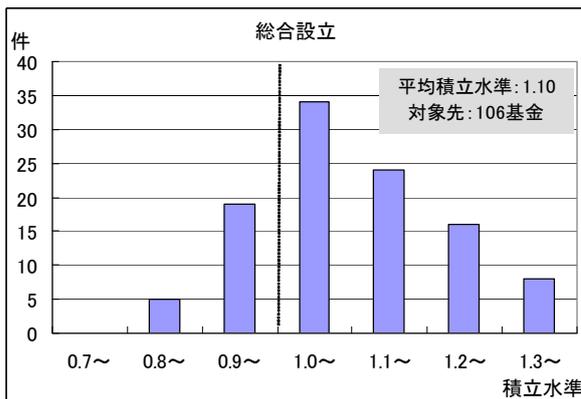
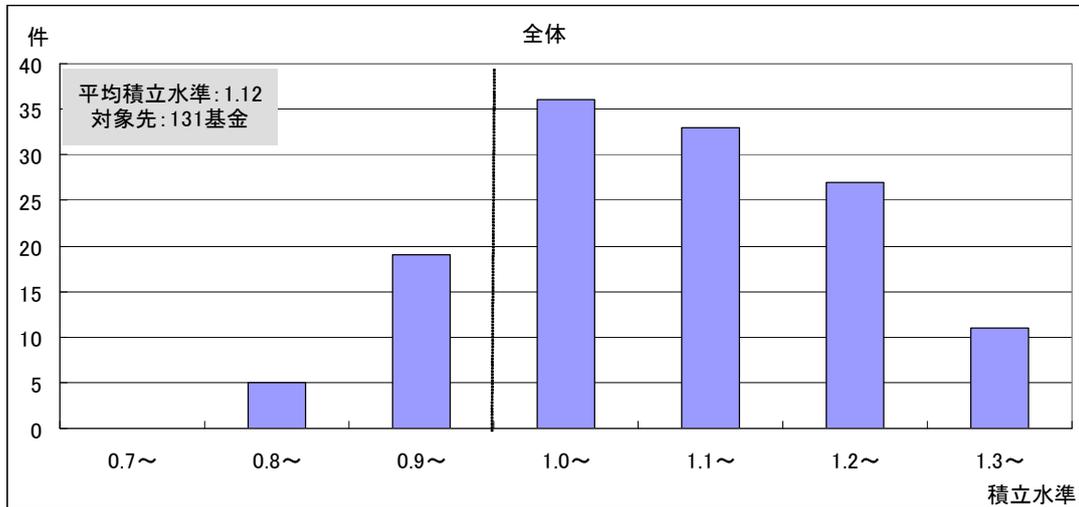
総合設立		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計	
充足	13 (12.3%)	0 (0.0%)	13 (12.3%)	
抵触	69 (65.1%)	24 (22.6%)	93 (87.7%)	
合計	82 (77.4%)	24 (22.6%)	106 (100.0%)	

単独・連合設立		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計	
充足	11 (44.0%)	0 (0.0%)	11 (44.0%)	
抵触	14 (56.0%)	0 (0.0%)	14 (56.0%)	
合計	25 (100.0%)	0 (0.0%)	25 (100.0%)	

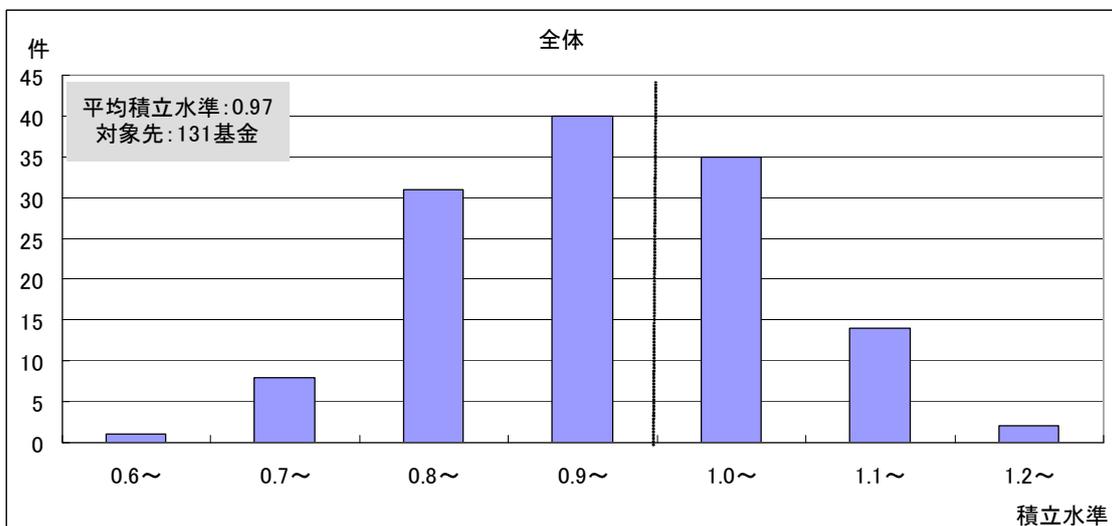
継続基準の積立水準分布 (TOPICS 1 と同様)

継続基準の積立水準 = (純資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

⇒1.0 未満の場合は責任準備金確保のための変更計算の実施が必要



【ご参考】 純資産/責任準備金



変更前

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.5*	1.8	1.9	2.0	2.2

※弊社推計値(実際は例年8月に確定値が公表され、12月に告示される)

変更後

<平成21年厚年本体の財政検証における運用利回り前提>

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.5*	1.8	1.9	2.0	2.2

OR

<厚年本体の直近5年の運用実績の平均値>

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.5*	1.41			

健全化計画で1.41%*の最低責任準備金付利率が使用可能となる。
(但し計画期間中は同じ推計方法を継続する必要あり。)

1年9ヶ月期ズレ

年度(4~翌3月)	17	18	19	20	21
厚年本体利回り実績(%)	6.82	3.10	△3.54	△6.83	7.50*
過去5年平均(%)	—				1.41*

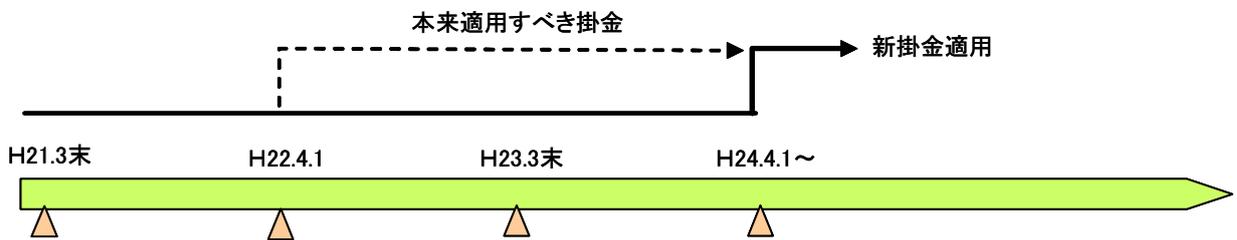
3. 回復計画の取扱いの明確化 (行政確認事項)

- ✓ 指定基金が回復計画を策定する場合、健全化計画と同じ前提を用いる必要があるとされているが、資産評価方法は当該前提に含まれない。
⇒健全化計画は時価評価で策定するが、回復計画は数理的評価でもよい(数理的評価を採用している場合)。

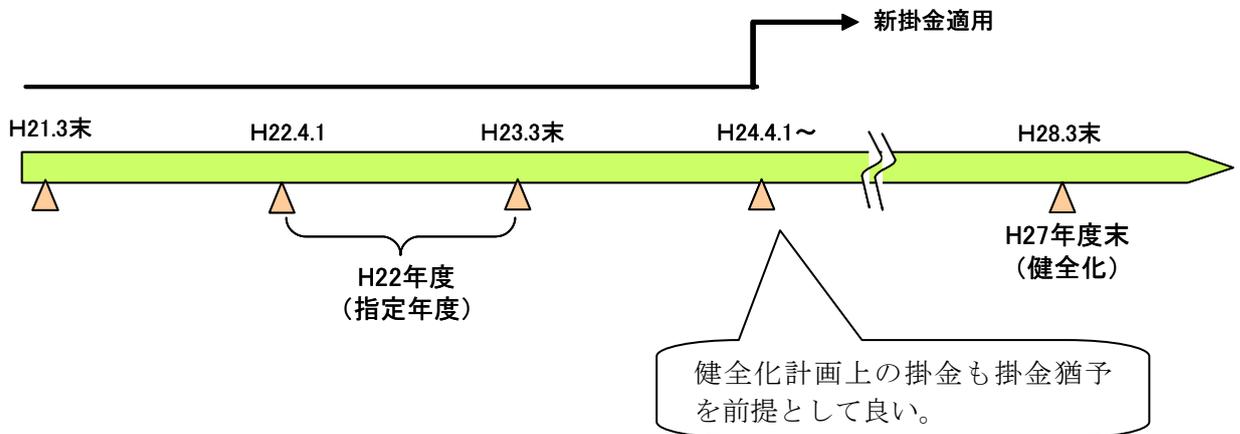
4. 掛金猶予先の取扱いの明確化（行政確認事項）

- ✓ 掛金引上げを猶予している基金が指定基金に指定された場合は、平成24年3月までは掛金引上げを猶予し平成24年4月以降に掛金を上げる前提で健全化計画を策定することも可能。
- ✓ 上記の場合、平成24年4月以降の掛金を規約に定める必要はない。

<掛金猶予の取扱い（例）>



<健全化計画の取扱い（例）>





- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性の保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。